

## 本日の会議に付した事件

令和2年第1回山元町議会定例会（第5日目）

令和2年3月18日（水）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 選挙管理委員会委員の選挙
- 日程第 3 選挙管理委員会委員補充員の選挙
- 日程第 4 議案第11号 平成29年度（繰） 社総交（復興）請3号 高瀬笠野線道路改良工事請負契約の変更について
- 日程第 5 議案第12号 岩沼市外一市三町水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の増加及び岩沼市外一市三町水道水質検査協議会規約の変更について
- 日程第 6 議案第14号 権利の放棄について（町営住宅家賃債権）
- 日程第 7 議案第15号 令和元年度山元町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 8 議案第16号 令和元年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 9 議案第17号 令和元年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第18号 令和元年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第19号 令和元年度山元町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第20号 令和元年度山元町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第13 同意第 1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14 同意第 2号 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第15 議案第 2号 山元町東日本大震災遺構条例（委員長報告）
- 日程第16 議案第21号 令和2年度山元町一般会計予算（委員長報告）
- 日程第17 議案第22号 令和2年度山元町国民健康保険事業特別会計予算（委員長報告）
- 日程第18 議案第23号 令和2年度山元町後期高齢者医療特別会計予算（委員長報告）
- 日程第19 議案第24号 令和2年度山元町介護保険事業特別会計予算（委員長報告）
- 日程第20 議案第25号 令和2年度亘理地域介護認定審査会特別会計予算（委員長報告）
- 日程第21 議案第26号 令和2年度山元町水道事業会計予算（委員長報告）
- 日程第22 議案第27号 令和2年度山元町下水道事業会計予算（委員長報告）
- 日程第23 閉会中の継続調査申し出について

---

午前10時00分 開 議

議 長（岩佐哲也君）ただいまから、令和2年第1回山元町議会定例会第5日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

---

議 長（岩佐哲也君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、9番岩佐孝子君、10番阿部 均君を指名します。

---

議長（岩佐哲也君）これから議長諸報告を行います。

1、長送付議案等の受理。町長から同意2件が追加送付され、これを受理したのでその写しを配布しております。

2、委員会審査報告書及び継続調査申出書の提出。産建教育常任委員会委員長並びに予算審査特別委員会委員長から審査報告書と、総務民生常任委員会委員長、産建教育常任委員会委員長から閉会中の調査報告書がそれぞれ提出されたので、その写しを配布しております。

また、各常任委員会委員長から閉会中の継続調査申出書が提出されたので、その写しを配布しております。

3、監査検査結果報告書の受理。監査委員から例月出納検査結果が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

4、議員派遣結果の報告。議員派遣結果の報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

5、一部事務組合等議会の報告。一部事務組合等議会の報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）日程第2．選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法は、先例54番により議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会委員に星安子君、渋谷啓子君、宮地ふみ子君、荒井利男君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

ただいま指名しました星安子君、渋谷啓子君、宮地ふみ子君、荒井利男君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第3．選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、先例54番により議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）指名の方法は議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員補充員に狩野健一君、岩佐理恵君、大久保勝美君、小泉千壽子君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

ただいま指名しました狩野健一君、岩佐理恵君、大久保勝美君、小泉千壽子君、以上の方が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名した順序としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

選挙管理委員会委員補充の順序は、議長が指名した順序に決定しました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第4．議案第11号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。それでは、議案第11号平成29年度（繰）社総交（復興）請3号 高瀬笠野線道路改良工事請負契約の変更についてご説明いたします。

配布資料No. 16、議案の概要をご覧ください。

提案理由でございますが、高瀬笠野線道路改良工事請負契約の一部に変更が生じたことから、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

以下、変更のあった分についてご説明いたします。

まず、3、契約金額でございますが、現契約1億8,543万8,160円に對しまして4,298万2,920円の減といたしまして、変更契約額1億4,245万5,240円とするものでございます。いずれの額も消費税を含みまして23.2パーセントの減となっております。

5、変更分の工事概要でございますが、まず、ブロック積み擁壁工77メートルを67メートル、10メートル減としております。

次に、プレキャスト擁壁工198メートルを27メートル減で171メートル、ボックス

カルバート工につきましては46メートルを全て減、46メートル減でゼロメートルとしております。

また、舗装工に関しましては、一式、これを全て減とするものでございます。

7、変更理由でございますが、関係機関との施設管理区分協議が長期に及び現場の着手までに想定以上の期間を要したことに加えまして、現場の着手後も大雨等によって現場が被災し、追加対応に時間を要したこと等から、現契約内容の今年度内完成が困難となったものでございます。

本工事は事故繰越予算が含まれており、新年度の工期延長は不可能であることから、今年度内に完成が見込めない範囲について変更するものとなります。

補足いたしますと、現在、現場は通行どめにて施行しておりますけれども、こちらは3月いっぱい解除いたしまして4月から片側交互通行で交通を開放する予定となっております。

また、今回の変更分の工事につきましては、速やかに追加発注とすることで検討しております。そして、この追加発注工事につきましては、これも引き続き交付金にて対応いたしまして、単費による補填等は生じません。以上が変更理由となります。

以上で議案第11号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

8番遠藤龍之君の質疑を許します。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。この件につきましては何回も、何回もと言うとあれなんだけど、初めが平成30年の9月議会で発注してずっと延々と続いているという事業なんですけど、その理由として、施設管理区分協議が長期に及びというようなことが言われているわけですが、どうもこの、疑問が解けないというか、どんな難しい困難な協議中身があったのか、この間、多分にそういう説明は受けているかと思いますが、しかしながら、なお延びているということに対してその辺の背景、経緯についてお伺いいたします。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。ご質問の件でございますけれども、昨年9月の総括質疑の中でお話ししたものとかがぶってくるものではございますけれども、もともと本体のこういった道路改良のために水路を改築して擁壁あるいはブロックをつくるというところに関しましては、大筋の了解をいただいていたと。その中で工事を発注いたしまして、そこから今後、管理に移る段階での協議、どこまでを町で管理するのか、どこまでを水路管理者のほうで管理していただくのかというところを協議を進めてまいりました。

その中で、協議の段階を踏んでいく中で、この管理区分では本体の構造を見直さなければならぬ可能性があるというご指摘がございまして、その中でそういったことがありまして協議が長引いたということがございました。最終的に管理者のほうには説明は尽くしまして構造の変更はしないで済むということでご理解はいただいたところでございますけれども、そのご理解いただくという部分、それは本来、ちゃんと文書でとって工事に着手すべきところ、そこを口頭の段階で着手できるというふうに認識して工事を進めようとしたところで待ち時間が長くなってしまったと、そういった経緯でございました。そういったところ、文書で確認をとるべきだったところ、そうしていなかったところ、反省すべきであろうかというところは、昨年9月の総括質疑の中でお答えしたとおりでございます。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。この件については、そもそも問題があるのではないかと。そもそも

の問題が水路といいますか、そういう川とか、アンダーパスにしたことによってもろもろの問題、障害があるのではないかという当初からのそういった懸念に対して、懸念もされていたと、地域住民からも指摘されていたわけでありまして。もう当初そのもの。

ということからするならば、当然、そういう問題は懸念されていることは、当然、何というんだ、施設管理というか、土地改良のことを言っているのか、というような事前にもうそういった話が整理された上でこういった事業が進めるべきではなかったのかというふうに思うわけですが、今の話を聞けば、あるいは以前の話を聞けば、その辺の経緯が正常ではなかった、本来やらなければならなかったことが、しなかったというところに問題があるかと思うわけですが、その辺、町長、どう思われますか、これは当初から問題になっていたね。一貫して町長がかかわってきた、かかわってきたというか、実際に課長、かかわっています、2人ぐらいかかわっているのか、そういう中で一番事情を知っているのは町長だと思うんですが、どうですか、この取り組み、進め方、あるいは対応の仕方について。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいまお尋ねの件につきましては、担当課長が申しあげました経緯、経過の中で今日に至っているということでございまして、この件についてはこれまでもたびたびの確認をいただく中でご説明したとおりでございまして、特に改めて新たな視点でのご説明という内容でございませぬけれども、ご指摘のいただかないような関係機関との折衝、交渉、そして、確認ということをしっかり進める必要があるというふうな部分については、これはしっかりと関係部署のみならず、町全体としても工事執行に当たってこの関係機関なり、内部の確認、連携というものを大事にしていかなくちやないなというふうに思うところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。この取り組み、対応について、最近もあるところであったものがなくなっているという、そういった現状も見ますと、非常に不安懸念が募ると、外から見えますと。金をかけてあるものを壊すんだから壊すのに金かかる、あと、また改めてつくんに金かかるというようなことも今生まれている、この取り組み、全く同性格のものではないでしょうけれども、そういった工程、工程の管理、町のほうの管理が一体どのような体制でどういう程度で行っているのかとういのが非常に不安、懸念を残すものであります。しかも、大きな買い物です、大きな事業ですからということをお伝えおきたい。

あと、こまいことなんです、さらにこれを延ばすわけですよ。追加工事という新たに、一旦引いて改めてやるという形になろうかと思うんですが、この際、消費税の影響というのは、全体を通してどういった額であらわれてくるのか。今の説明で財替えはほぼ確保しているということなのでそういった部分も当然補償されるということではあるんですが、その辺の影響についてお伺いいたします。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。ご質問のございました消費税の件でございませぬけれども、今の契約に関しましては、平成30年度より契約を既に結んでおります案件でございませぬので、こちらはそのまま当時の消費税率8パーセントが適用となって精算という形になります。

ただし、この別途発注する分に関しましては、消費税増税後の発注となりますので、それに関する分だけは新税率が適用になるという形でございます。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。こうした事業を進める中でそういう手違いがあることによって、町としてはその財政の影響はないということですが、国民の税金ということをお考えならば、当然、こうしたことによって起きた影響、大きな影響になるかと。4,000万円の2パーセントって結構大きいよねということをお訴えて終わります。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第11号平成29年度（繰） 社総交（復興）請3号 高瀬笠野線  
道路改良工事請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第5. 議案第12号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下事業水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第12号岩沼市外一市三町水道水質  
検査協議会を組織する地方公共団体の数の増加及び岩沼市外一市三町水道水質検査協議会規  
約の変更についてご説明申し上げます。

資料No. 17、議案の概要をご覧ください。

提案理由でございますが、令和2年4月1日から岩沼市外一市三町水道水質検査協議会に  
蔵王町が加入するに当たり、同協議会規約を変更することについて協議をするため、地方自  
治法の規定により議会の議決を要するので提案するものであります。

次に、改正内容については、規約第2条において、協議会の名称を岩沼市外一市四町水道  
水質検査協議会に改めるものです。

次に、改正内容の2番目については、第3条において、現在の協議会を設ける市町、岩沼  
市、角田市、亘理町、山元町、丸森町に蔵王町を加えるものです。

施行期日は令和2年4月1日となります。

最後にその他といたしまして、今後の手続についてですが、地方公共団体の協議を設ける  
地方公共団体の数を増減し、または協議会規約を変更するときは地方自治法の規定により、  
関係地方公共団体との協議が必要となることから、3月30日に同協議会を開催し、承認を  
受けて県知事への届け出を予定しております。

次に、この協議会での協議において、提案理由で申し上げたとおり、地方自治法の規定に  
より関係地方公共団体の議決が必要なことから今回議案提案となったものです。

以上で議案第12号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い  
申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第12号岩沼市外一市三町水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の増加及び岩沼市外一市三町水道水質検査協議会規約の変更についてを採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第6．議案第14号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。議案第14号権利の放棄について（町営住宅家賃債権）ご説明申し上げます。

こちら議案の概要ございませんので議案第14号本文をご覧くださいと思います。

まず、提案理由でございますが、地方自治法の規定により、町が有する債権を放棄することについて議決を求めるものでございます。債権の適正な管理を図るため、町営住宅の家賃に係る債権を放棄する必要があることから提案するものでございます。失礼いたしました。

1、債権の内容でございますが、山元町町営住宅条例に基づく町営住宅家賃でございます。

2、債務者及び放棄する債権の額については、起債のとおりでございます。

3、放棄の理由でございますが、本債権については、平成30年11月16日に債務者が死亡し、債権の請求者となる連帯保証人及び相続人がいないためとなっております。

以上で議案第14号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第14号権利の放棄について（町営住宅家賃債権）を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第7．議案第15号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。議案第15号令和元年度山元町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ5,267万8,000円を増額し、総額を124億6,184万8,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正とあわせまして繰越明許費の設定、債務負担行為及び地方債の補正も行っております。

それでは、歳出予算について主なものをご説明させていただきます。

議案書の17ページをお開き願います。

まず、各款において計上しております各種国県補助金等の返還金でございますが、こちらにつきましては精算に係る経費でございますので説明を省略させていただきます。

また、各事業の実績を踏まえ一般財源を確保する観点からも可能な限り、決算見込み額まで減額しておりますが、これらの説明についても省略させていただきます。

初めに、第2款総務費第1項総務管理費でございます。第3目財政管理費につきましては1,127万4,000円を計上しております。こちらにつきましては、ふるさと納税寄附金をいただいた方への返礼品等に要する経費になりますが、ふるさと納税寄附額が大幅に増加していることから増額するものでございます。財源はふるさと納税寄附金でございます。

第5目財産管理費につきましては、合わせて2億6,799万9,000円を計上しております。このうち、積立金の震災復興交付金基金予算につきましては、今年度見込んでおりました企業誘致用地売却収入の減や復興交付金事業の第25回申請分として磯浜漁港の静穏度対策整備に要する経費の増など増減の結果、2億9,873万円の増となったものでございます。

議案書の18ページをご覧願います。

下のほうになりますが、第3款民生費第1項社会福祉費でございます。第1目社会福祉総務費の繰出金186万4,000円、第2目老人福祉費の負担金687万9,000円、次のページの繰出金241万9,000円につきましては、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計の決算見込みに基づき増額するものであります。

第5目被災者支援費につきましては、工事請負費1,296万2,000円を減額しております。こちらにつきましては県が施行する東田内手の応急仮設住宅跡地復旧工事において、工事用ダンプの往来により損傷した町道を県補助金を活用して復旧するものであります。昨年10月の台風等の影響により、県工事の遅れが生じたことから今年度予算を減額するものであります。

当該工事経費につきましては、新年度予算に再計上しているものでございます。

議案書20ページをご覧願います。

同じく民生費第3項災害救助費でございます。第1目災害救助460万円を減額しております。こちらにつきましては東田内手の応急仮設住宅跡地の境界復元に要する経費でありま



すが、先ほどご説明いたしましたとおり、台風等の影響により応急仮設住宅跡地の復旧工事に遅れが生じたことから今年度予算を減額し、新年度予算に再計上しているものでございます。

議案書の21ページをお開き願います。

同じく、第4款衛生費第2項清掃費でございます。第2目ごみ処理費につきましては1億8,174万7,000円を増額しております。こちらにつきましては、昨年10月の台風等の影響により町内2カ所に一時保管しておりました稲わら等を処分するための経費でございます。財源は国庫支出金並びに地方債でございます。

議案書22ページをご覧ください。

第9目農地復興推進費でございますが、こちら議案書の23ページのほうをお開き願います。負担金といたしまして5,096万円を計上しておりますが、こちらにつきましては県が事業主体であります沿岸部の農地整備事業において、施行変更により必要となる負担金を増額するものであります。財源は震災復興特別交付税でございます。

次に、同じく農林水産業費第3項水産業費でございます。第3目漁港施設復興推進費については2億8,931万5,000円を減額しておりますが、いずれも今年度事業分の実績確定に伴うものでございます。

次に、第7款商工費第1項商工費でございます。第2目商工振興費につきましては2億7,147万9,000円を減額しておりますが、このうち、工事請負費については今年度計画しておりました企業誘致用地の造成工事について、相手方との協議により工事が不要となったことから皆減とするものであります。

議案書26ページをお開き願います。

第8款土木費第4項住宅費でございます。第1目住宅管理費については5億2,742万9,000円を計上しておりますが、このうち町営住宅基金予算積立金については、復興交付金事業の第26回申請により認められた交付金を町営住宅基金に積み立てるものであります。財源は復興交付金並びに震災復興特別交付税でございます。

次に、同じく土木費第6項都市計画費でございます。第3目都市計画復興推進費については1億6,142万4,000円を減額しております。このうち、防災集団移転促進事業関係用地購入費については、権利等が整理された被災地等の買い取りに要する経費として8,762万2,000円を増額しているものであります。

議案書27ページをお開き願います。

国土交通省関係震災復興交付金返還金については4,393万8,000円を減額しておりますが、こちらにつきましては企業誘致等における用地売却が次年度になったこと等に伴い、予定していた売り払い収入等の国への返還金を減額するものであります。

議案書29ページをお開き願います。

下のほうになりますが、第10款教育費第6項保健体育費でございます。第1目保健体育総務費につきましては30万円増額計上しております。こちらにつきましては株式会社オオツボスポーツ様から本町スポーツ少年団の活性化に対する指定寄附を受けたことから、スポーツ少年団への助成金として計上しているものでございます。

以上が歳出予算の主な内容でございます。

次に、歳入予算につきまして主なものをご説明いたします。

議案書の11ページをお開き願います。

初めに、第10款地方交付税でございます。こちらにつきましては震災復興特別交付税を5,876万5,000円計上しております。震災復興交付金事業等の増額に伴うものでございます。

次に、第14款国庫支出金でございます。こちらにつきましては、説明欄記載の各事業の実績精算となっておりますが、第2項国庫補助金第6目農林水産業費国庫補助金3億4,412万2,000円につきましては、磯浜漁港における静穏度対策に要する復興交付金を受け入れるものでございます。

次の第7目災害復旧費国庫補助金については9,437万3,000円を計上しておりますが、こちらについては昨年10月の台風等の影響により、町内に保管している稲わらを処分する経費といたしまして国の補助金を受け入れるものでございます。

次に、第15款県支出金につきましては、次のページまで続いておりますが、こちらは説明欄記載の各事業に係る実績精算等となっております。

次に、13ページの下、第16款財産収入でございます。第2項財産売り払い収入第1目不動産売り払い収入について5億874万8,000円を減額しておりますが、今年度、予定していた企業誘致用地売却収入の減として5億633万円となっております。

次に、第17款寄附金でございます。こちらにつきましては2,220万円を計上しておりますが、ふるさと納税寄附金の歳入を2,000万円増額して9,500万円とするほか、説明欄に記載の寄附金を受け入れるものであります。

次に、第18款繰入金でございます。第2項基金繰入金につきましてはまず財政調整基金でございますが、こちらは最終的な財源調整の結果、2億7,463万9,000円取り崩しを増額しているものでございます。

議案書15ページをお開き願います。

ふるさと振興基金につきましては、事業費確定に伴いまして取り崩しを減額しているものであります。

その下の震災復興交付金基金につきましては2億146万8,000円を増額しております。各復興交付金事業の精算等に伴い今年度の取り崩しを減額しているほか、歳出でご説明いたしました防災集団移転促進事業における元地買い取りに係る経費や第26回復興交付金申請により認められた公営住宅家賃に係る交付金を増額しております。

さらにその下にあります震災復興基金につきましては、住宅かさ上げ助成事業や津波被災住宅債権支援事業に関する決算見込額の確定に伴い、1億9,392万9,000円の取り崩しを減額するものであります。

次に、第20款諸収入第5項雑入でございます。第1目雑入については1,230万6,000円を減額しております。このうち、宮城県市町村振興協会交付金294万4,000円につきましては、市町村振興宝くじによる交付金や市町村災害支援金の増でございます。

第21款町債につきましては、地方債の補正でご説明いたしますので省略させていただきます。

以上が今回の歳入予算の主な内容でございます。

続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。

議案書4ページをお開き願います。

ご覧のとおり、令和2年度に繰り越す事業を計上してございます。全て合わせますと27事業、23億円余となっております。昨年度と比較いたしますと、災害復旧事業等の増により事

業数で8事業、金額にして5億円ほどの増となっております。

それでは、1億円を超える主な事業についてご説明いたします。

まず第4款衛生費第2項清掃費の稲わら等管理処分事業についてですが、1億8,174万円を繰り越す予定であります。こちらにつきましては、稲わらを受け入れる処分場の受け入れ数量の調整がありまして処分に時間を要することから繰り越すものであります。

次に、第6款農林水産業費第3項水産業費のうち、漁港施設復興推進事業についてですが、1億2,100万円余を繰り越す予定であります。こちらにつきましては現場の状況から施工変更が必要となったものであります。復興交付金事業であることから、国との協議や交付金の申請、承認の時期等の関係から工期内での完成が困難となったものであります。

次に、第8款土木費第2項道路橋梁費のうち、社会資本整備総合交付金事業についてですが10億4,528万円余を繰り越す予定であります。このうち、復興枠の9億8,389万円余につきましては、頭無西牛橋線や新浜諏訪原線の整備において、工事の支障となる電柱の移設協議や用地交渉に不測の日数を要したことによるものであります。

次に、同じく土木費第6項都市計画費のうち、防災集団移転促進事業についてですが、1億2,195万円余を繰り越す予定であります。こちらにつきましては、被災元地の買い取りの期限を今月までとしており、その後に登記の手続をすることになることから予算を繰り越すものであります。

議案書5ページをお開き願います。

最後に、第11款災害復旧費第1項公共土木施設災害復旧費についてですが、4億64万円余を繰り越すものであります。こちらにつきましては、昨年10月の台風等による災害復旧になりますが、工事の発注手続等に不測の日数を要したことによるものであります。

次に、債務負担行為の補正につきましてご説明させていただきます。議案書6ページをご覧ください。

今回債務負担行為といたしまして3事業を計上しておりますが、来年度当初から事業を実施するに当たり契約行為を行う必要があることから債務負担行為を追加するものであります。

1つ目の移住・定住定着支援事業については、新年度に導入いたします地域おこし協力隊が、年度当初から活動を開始できるよう契約等、準備が必要となることから債務負担行為を設定するもの。

2つ目の山元町学校給食調理員派遣事業については、山下中学校調理場の調理員に欠員が生じることから、調理師免許等の有資格者を派遣業務委託により確保する経費について債務負担行為を設定するもの。

3つ目の令和2年度生涯学習だよりカレンダーの発行については、年間の行事等をまとめた生涯学習だよりカレンダーの印刷等に要する経費について債務負担行為を設定するものであります。

最後に、議案書の7ページをお開き願います。地方債の補正でございます。

災害対策事業債について限度額を1,880万円として追加しております。こちらにつきましては、昨年10月の台風等による稲わら等の処分に要する財源として充当するものであります。

議案書8ページをご覧ください。

変更の内容といたしましては、過疎対策事業については、過疎対策事業の事業費減額に伴い地方債も減額したものです。

公共施設等適正管理推進事業については、当初坂元合同庁舎解体事業の財源といたしまして見込んでおりましたが、交付税措置のない地方債であることから、発行を取りやめることとしたもの。緊急自然災害防止対策事業及び農林水産業施設補助災害復旧事業については、事業費の実績に伴い減額したものであります。

以上が今回の4号補正予算案の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑の際にはページ、款項目を示し、具体的内容を指定してお願いします。なお、簡潔に議題外にわたらないように配慮していただきたいと思えます。質疑はありませんか。

11番、菊地康彦君。

11番（菊地康彦君）はい、議長。議案書21ページ、4款2項2目ごみ処理費ですね。先ほどの稲わらの処分ということで今回歳出の予算をとっているわけですが、その内容としましては、昨年12月の補正にも稲わら処分とあるんですが、こちらの内容とは違った内容ということで理解してよろしいんでしょうか。

農林水産課長（佐藤和典君）はい、議長。12月の補正予算でとらせていただいたものは、農家が水田から稲わらをまとめて一時保管場所まで収集する経費について予算化させていただいております。今回補正予算として組ませていただいた分は、一時保管場所から最終処分をするまでの経費ということで計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

11番（菊地康彦君）はい、議長。去年は農家がこの保管場所まで運ぶ費用、そして、それを今度、処分する費用ということなんですけれども、それが繰越明許ということで次年度への対象となるんですが、まず、そのほかに個人ですき込み等の作業をやられているかということなんですけれども、そちらの予算といいますか、処分の支出というのは終わっているんでしょうか。

農林水産課長（佐藤和典君）はい、議長。そちらのほうにつきましても稲わらの収集と同じ科目として同一に処理をさせていただいております。今現在、各農家のほうから稲わらを集積して一時保管場所に運んだ分の実績報告、あとは田んぼのほうにすき込んだ実績報告について取りまとめをしております。今年度末までに支出予定となっております。

11番（菊地康彦君）はい、議長。もう一つ、処分が終われば支払いということになると思うんですけれども、こういった点で稲わらの今回の予算同様、処理といいますか、農家側が作業がもし終わらないとか、ぎりぎりになった場合、繰り越しというのはあり得るんでしょうか。

農林水産課長（佐藤和典君）はい、議長。今のところ、そういった形での報告というか、捉えはしておらないということになってございます。予算的にももしそういうふうな形になった場合については個別にご相談申し上げまして対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

10番（阿部 均君）はい、議長。ただいまの関連質問でございますけれども、21ページ、災害の稲わら処分業務委託料でございますけれども、どのくらいの稲わらが集積されたのか。

農林水産課長（佐藤和典君）はい、議長。今、予算化させていただいている数量につきましては、1,500トンほどを想定させていただいております。処分見込みとさせていただいております。

10番（阿部 均君）はい、議長。1,500トンという膨大な稲わらでございますけれども、この稲わらの処分方法はどのような方法で処分される。

農林水産課長（佐藤和典君）はい、議長。処分方法につきましては、県内稲わら集積が課題になっているところがございます、まずは管内の亙理名取共立衛生処理組合のほうの処分量といたしまして今現在見込んでいるのは250トンほど、残りにつきましては県外処分を今、想定しております、今のところ、岩手県の大船渡のコンクリート工場を今想定をした協議に入っているような進捗状況となっておりますので、よろしく申し上げます。

10番（阿部 均君）はい、議長。基本的には焼却処分という認識でよろしいんですか。

農林水産課長（佐藤和典君）はい、議長。基本的に共立衛生処理組合は焼却処分と、コンクリート工場については原材料との混ぜ込みなりなんんりの処理ということで、こちらのほうにつきましては県からのほうで県外処理を、当然、管内で処理し切れないものですから、県内を取りまとめまして県のほうでその処分について配分を今、進めていただいているというふうな現状になってございます。

10番（阿部 均君）はい、議長。この処分方法については、国なり県からの焼却処分とか何かの処分方法は決められて指定されるといいますか、そういうふうな部分があるのか、それとも処分については町の裁量で処分できるのか、その辺。

農林水産課長（佐藤和典君）はい、議長。処分の方法については何通りかあるかと思いますが、今のほうで想定しているものとしては、焼却処分と県外搬出による原材料等の処分ということで考えているところでございます。

10番（阿部 均君）はい、議長。ある現場で田んぼ、現地にすき込むことも認められたということで、これも1,500トンという部分、これ有機質でありまして非常に資源なんですよ、ある意味、見方によっては、ごみではなくて資源だという部分がございます。それで、今、東部地区で整備をなさっているということで地力がない、地力が非常にないという部分がございます。この1,500トン、東部地区の畑地等にすき込むことは不可能なのかどうか、その辺、お聞かせください。

農林水産課長（佐藤和典君）はい、議長。東部地区の畑地の肥料としてというお話でございますが、当初、県の普及所のほうにそういった手法がないのかということについては伺ってございます。今現段階でそのまま稲わらをすき込むということについては、稲わらを堆肥化して、要は3年、4年なり発酵させてそれをすき込む分には何とか検討できる範囲という部分はあるかと思いますが、そのまますき込むということになりますと、なかなかそれについては現状、圃場が改良できるということではないということがございまして、早急処分という観点から今のところ、東部の畑地にすき込むという考えについては断念しているというふうな状況になっております。

10番（阿部 均君）はい、議長。ぜひこの辺、1億8,000万円も処分料がかかるというのであれば、堆肥化にするためにはそんなにお金を要さないと思いますよね。そういう部分で町長に伺いますけれども、非常に今後の長い東部の畑作の部分を考えますと、ぜひ有機材として県に問い合わせた結果、課長の答弁の中で堆肥化すれば可能ということでございますので、その辺、町長、町で検討する余地はあるのかなと思いますけれども、町長の考えを伺いたいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいまのお尋ねにつきましては、担当課長が県関係機関と調整したというお答えしたとおりでございまして、速やかな地力回復という点からすると、一定の時間を要するということがございますので、担当課長がお答えしたとおりの方向で進めたいというふうに考えております。

10番(阿部 均君)はい、議長。町の考えがそういうふうだと今の町長の考えでございますけれども、我々、私も農業者の一人でございますけれども、1,500トンの有機物、そんなには堆肥化するにも1年もあれば堆肥化が可能だと思います。今、非常に堆肥をする促進剤等もございますのでそれを投入すれば、1年ぐらいで堆肥になるという私は考えを持っているわけでございますけれども、今からでも検討して方向性を修正できるのであれば、ぜひともそういう方向で検討していただきたいということを申し入れまして、質疑を終わります。

8番(遠藤龍之君)はい、議長。19ページの3款1項5目被災者支援費と20ページの3款3項1目についてお伺いいたします。説明の中で東田絡みの道路補修ということのようでしたが、あの辺のかいわいの工事、その周りの住宅、下のやつか、土地境界復元業務委託というのが整備した土地とまだ完了していないんだべけど、それらの工事に伴ってのダンプいっぱい道路補修かなということで説明を受けて、そう受けとめているんですが、あの工事はこれまで長い年月を経てこれまでほっくり返したり整備したり、ほっくり返したり整備したりというような状況があるようなんですが、その辺の背景についてまず確認したいと思います。

建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。ご質問の東田の仮設住宅跡地の復旧関係の件でございますけれども、仮設住宅として使わせていただいた後、そちらを仮設住宅を撤去いたしまして、そしてその後、一度、県のほうでそれをもともと農地でございましたのでそれを復旧する工事を実施したところでございます。それが2年ほど前に完了いたしまして、その中で農地復旧のために入れた土が余り畑地として適さない土であったということではございました。そういったことがございまして地権者の皆様からご意見いただきまして、そこで県のほうで再度、その土を入れかえて畑地として適する土に現在、入れかえているという経緯がございます。

今回入れかえる畑地の土に関しましては、その内容等、十分地元の方々と調整いたしましてご納得いただけるものとなっておりますと伺っております。そして、この工事に関しましては、昨年、着手いたしまして本来年度内完成を目指しておったところでございますけれども、昨年の台風の影響でダンプのほうが当初想定していたほど確保できないというところで工期が現在のところ、6月ごろまでかかるという見通しとなっております。

それを踏まえまして今回、当然、ダンプ通っている間、補修しても意味ございませんので、それが終わった後に補修と境界復元を実施させていただきたいというところで今回このような補正内容となっております。以上でございます。

8番(遠藤龍之君)はい、議長。そういった問題もすぐに解決できない問題なのかなと思いますけれども、やっぱり県の事業だからなのかどうなのか、そもそもわかる話だよ。もとに戻すんだったら畑地なら畑地にふさわしい土を入れればいい話なんだけども、それがそういうことがされなくて、手続上、それで結局何回も掘り返す何するしてここにも金をかけている。多分これも復興関連の財源の中での対応ということなんだべけども、その辺の進め方について、これは県の事業だからといって県に任せるだけでいいのかどうか、一番知っているのは地元の人が知っているわけだから、いろんなその辺の条件、状況とか、やっぱりそういうことを、そういう問題はいろんなところで見え隠れしているわけだから、結局県の事業だから何かと、どこの分野でも、東部についてもそうだよ。こんなこと、またぶり返すと頭に来る人いるかもわがなんないから言わないけども、そういう繰り返すんですよ。そういうことで経過なりも10年近くあるんですから、経験も十分積み重ねられていると思うんで、その辺の取り組み方、今後、そういう事業はなくなるということもあるかもわがなんないけど、その辺の取り組み方を注意して進めていただきたいということにとどめさせておきます。

それから、23ページの6款1項9目農地復興推進費の19節の負担金関係ですね、農産漁村の5,096万円の負担金の増、この内訳、施行変更の内容、施行変更ということになってんだけども施行変更の内容についてお伺いします。

東部地区基盤整備推進室長（蓬畑健一君）はい、議長。ただいまの質問にお答えします。

農村漁村地域復興負担金でございます。この内訳でございますけども、農地整備事業の今県で行われている3地区、その中で主に山元東部地区の今年度事業費の事業費増に伴って負担金が増額となったものでございます。その理由としましては、現在行われている補完工事、当初見込んでおいた施行だけでなく、この間、現場とか見ていただきましたけども、掘り起こして土を入れかえたりという工法がふえましたことから、途中で県のほうで予算を増額したことによって町の負担金が増となったものでございます。以上になります。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。この財源内訳を見ますと、この負担分というのは、町の一般から出ていくということですか。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。町の負担分につきましては、事業費の8パーセントほどが町の負担分ということになるものでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。5,096万円の事業費になっているんです、負担金増に。財源内訳見ると、逆に国県支出金が3,483万1,000円減っているんです。この部分についての財源はどこの財源なのかということを確認したわけです。

東部地区基盤整備推進室長（蓬畑健一君）はい、議長。5,096万円の財源のもとでございますけれども、震災復興特交、全額そうなります。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。それ4,782万2,000円のうちに入るということですか。この数字だけ見ると、計算合わないんだけど、足したり減ったりしているから全体としてあれなんだけど、特交の分はこれはどこかに2か3にあらわれると思うんだけど、地方債その他で。そこもないんですよ、だから確認しているんですけども。

東部地区基盤整備推進室長（蓬畑健一君）はい、議長。この農地復興推進費につきましては、県で行われている事業の負担金と県から交付金としていただく換地費が一緒になってございます。換地費につきましては減額になりまして、その換地費につきましても全額県からの交付金になります。ふえた町の負担金8パーセント分が5,096万円になりまして、それについても震災特交となります。以上となります。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。もっとわかりやすく説明してもらわないと。俺は素人だから、皆さんと違って、国県支出が3,483万円減で、そして、一般財源が4,782万2,000円の増というか、この財源の内訳はそうになっているんだけども、それに対して5,096万負担している。多分相殺さって、マイナスマイナスすると結構三角あるからそういうことで相殺さっているのかと思うんですが、であるならば、そういう説明していただければ理解が進むかなと思います。

議長（岩佐哲也君）再度説明求めますか。再度説明ですね。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。今、ご指摘をいただきました負担金の5,096万円、こちらをこの財源内訳の中の一般財源に含まれているものになりますけれども、この一般財源自体は本来の町の一般財源の部分と震災復興特別交付税についてもここに記載するというものになりますので、この内に入っているというふうにお考えいただければと思います。

---

議長（岩佐哲也君）ここで暫時休憩としたいと思います。再開は11時20分とします。

午前11時05分 休憩

午前11時20分 再開

議長（岩佐哲也君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）そのほか、質疑はございませんか。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。6ページを確認させてください。債務負担行為の部分の学校給食の分ですが、先ほど説明あったんですが、山中の給食従事員さん、お二人退職ということに伴っての債務負担ということでよろしかったんでしょうか、確認をさせていただきます。

教育総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。ただいまのご質問の山下中学校の派遣の関係なんですけれども、今回の派遣で2名ということを用意しております。現在、再任用職員が1名、今年度末で退職ということもございます。それから臨時職員も4名予定しているんですが、3名しか応募がなかったということで2名の欠員が出ますので、それにあと実際8名のうち、4名が臨時職員ということもございますので、正規の職員が調理とかそういうのにしっかり従事できるように今回2名の派遣職員を手当てする予定でおります。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

2番（橋元伸一君）はい、議長。資料の15ページ、18款2項繰入金のところの6節震災復興基金の繰入金、先ほど説明いただきました。このお金ですけども、この1億9,400万円ですかね、この分というのは被災者なり被災のために使うお金だと思うんですけど、残った分というのは繰入金で戻すというふうになっているんですけども、今年度の予算のどこにこれは入っているんでしょうか。この1億9,000万円の使い道といいますか、ここの分は予算の中の新年度のどこに入って、このまま、国に返してしまうということなのか、その辺確認したいんです。

議長（岩佐哲也君）企画財政かな、どなたですか、15ページ、18款2項の取り崩し、1億9,300万円の件。

2番（橋元伸一君）はい、議長。国に返してしまうのか、そうでなければ、今年度の予算の中に、あと1年しか復興期間ないもんですから、新年度、来年度の予算の中に入っているはずなんですけどその分はどこに。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。お答えいたします。今回の減額されている部分のうち、おっしゃるとおり、津波被災住宅再建支援事業分の基金の分でございますが、とりあえず今回の補正で基金に戻します、歳出予算で。新年度といいますと、令和2年度の当初予算には今のところ、計上はしてございません。基金に積んであるという状況、今回の補正でもって基金に歳出で出して基金に積んで、それでとりあえずは基金に積んでおくための歳出予算ということになります。以上です。

2番（橋元伸一君）はい、議長。ということは、先ほど言ったように、これ多分10年ですから使わなければ返してしまうという部分なのかと思うんですけども、それは来年度、2年度になって使い道を考えて補正か何かで出てくるというふうに考えていいんですか、それともそのまま積んでおいたら、使わなかったら返すようになるんですよね、その辺を確認したいんです。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。お答えいたします。今回歳出予算で基金に繰り出しておきますが、そのお金を、基金に積んだお金は来年度中に精算をして、今のところ、2種類基金ございまして、1つは県のほうにお返しするもの、1つは今回の補正予算で他事業に充当する



ものという整理をさせていただいている状況でございます。

2番（橋元伸一君）はい、議長。その返す、この中の返す分と来年度の補正なりなんなり、これから使い道を考えてということだと思えるんですけども、その部分の金額ってわかりますか。

議長（岩佐哲也君）確認が必要ですか。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。この震災復興基金繰入金につきましては1億9,392万9,000円の減額としているものでございます。その内訳を申し上げますと、この基金には8億円の基金、いわゆる8億円の基金と43億円の基金というのがあるわけですが、43億円の基金を活用して実施した事業につきましては、今年度の執行残ということで1億5,448万9,000円ということになっております。これが43億基金分の執行残でございます。また8億基金のほうにつきましては、約4,000万円近い金額ですね、差し引きしますと、今回の執行残ということが出たわけですが、これにつきましては今年度、復興寄附金を活用して実施してきた事業がございますけれども、そちらの財源のほうに充当させていただくということで考えているものでございます。

2番（橋元伸一君）はい、議長。まず1つ、43億円のほうの1億5,400万何がしというのは、10年で使わなければ返さなくちゃいけないお金ということで、支援申請というのが今月いっぱい切られてしまうだけですが、1年もかからずに、あと1年あるわけですから確かに1年で1年前までに申請しないとという猶予期間を持って設定はしていますが、間に合う部分に関してこのお金を有効に、被災者のために国が出してくれたお金なので、その辺を有効に、返さなくて済むという表現もおかしいんですけども、せっかく交付してもらったお金ですからできるだけ被災者のために使うような方向で考えるということはないのか、ちょっと町長にお伺いしたいんですが、これは残ったまま、あと1年を残してもすっかりそのまま1億5,000万円返してしまうということなのか、それともその部分で有効に使うということなのか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。お答えいたします。お尋ねの部分につきましては、財政課長もちょっと触れましたように、議員のほうから一般質問のほうで質問を頂戴してお答えした内容で担当課長がお答えさせていただきました。4,000万円近い8億円、使い勝手のいい部分の執行予定、これについてはほかの財源更正で考えていたものをその8億円の残金を充当するというので財源の振りかえに使っているというふうにお答えしたところでございます。

2番（橋元伸一君）はい、議長。その後で聞こうと思っていたんですけども先に答えていただいたので、まずその部分に関しては、やはり基金の趣旨を考えてきちっと4,000万円ではありますが、しつこく言いますけれども、趣旨を考えて被災者のためにまず使ってほしいというのが1つです。これを先に答えていただきましたので。今、私が聞いたのは、43億円のほうの残りの1億5,000万円を、先ほども言ったんですけども今月で申請は終わりますが、そのまま返すのではなくてこの1年間のあいだできちっと執行できる範囲であれば、被災者のために使うというふうな考え方というのはできないですかという質問なんです。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。前段は8億円でございますけれども43億円の部分ということでございますけれども、この関係につきましては、元年度の被災住宅再建支援制度、これに要する経費を予算化する時点においていろんな補助メニューをそろえているわけですが、その補助金額については、町として最終的な意思表示として予算化をして、この前も一般質問のところでご紹介したように、必要な広報等を通じて複数回、周知をした中で、令和元年度が最終年度とさせていただきますよということで周知徹底をしてきたところでご

ざいますので、そういう考え方で進めさせていただきたいなと思います。

2 番（橋元伸一君）はい、議長。先ほども言いましたけれども、せっかく国が被災者のために交付してくれたお金ですので、決められたルールの中で結構ですので、やっぱり趣旨をよく考えて被災者のために利用してほしいというところを言いたくて私はこの質問したんです。

8 億円のほうもそうです。何度も何度も言いますけれども、前にたしか町長は、お金ももう 8 億円のお金がなくなったからという部分も含めての差をつけた部分もありましたので、その辺をもう一度よく考えて、この 1 億 5, 000 万円と 43 億円の部分と 8 億円の部分の用途の違いというのがありますけれども、その用途の中でこの 1 年間の中でできることをもう一度、きちっと見て、1 年もありますから、まだ。その中でできることってまだあると思うので、ただ返してしまうということではなく有効に使っていただきたいということを強調しておきたいと思います。終わります。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑はありませんか。

6 番（高橋真理子君）はい、議長。先ほど菊地議員と阿部議員が質問した件について私もさせていただきます。（「ページ、款項目を再度」の声あり）失礼しました。21 ページです。21 ページの 2 目です、2 目の件です。災害稲わら処分についてなんですけれども、1 億 8, 000 万円ほどの費用をかけての処分するということに関してなんですけれども、これは阿部議員もおっしゃっていましたように、非常にこれは有機肥料となる非常に重要なものと思っ  
ていまして、ごみになるというのはとってももったいない話だと思うんです。これはぜひ一般財源をかけてでもこれは肥料化として、そして、東部地区の農地のほうにでもすき込むということになれば、大変な肥料となりますので、やせた土地など肥やすという意味におきましては、これはただのごみにするというのは非常にもったいない話だと。これは町としてもぜひその辺をよく考えていただいたらどうかなと思ったわけです。例えば EM 菌というような有名な、ご存じの方も多いかと思うんですけれども、琉球大学の比嘉教授が推奨して、これは世界的にも有名なものになっている EM 菌というのがありまして、それはぼかし肥料とかにもなりまして有機肥料として使われているわけなんですけれども、これなども方法の一つなんですけれども、これをぜひごみ化するのではなく、町の財源をかけてでもこういった有機肥料に取り組むという姿勢はないものか、これは町長のほうに伺いたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど担当課長のほうからお答えさせていただいたのが基本になるわけでございますけれども、休憩時間の中でもちょっとやりとりがあったようでございますけれども、国のほうからの補助金の使途の範囲というのもございます。先ほど休憩時間の中でお話ししたのは、堆肥化の部分については該当しないというふうなものでございます、基本的に。

それと、いわゆる普及センターと相談した中でなかなか即効性のある形での堆肥化、膨大な量を対応するというのは難しいということもございました。東部で求められているのは、できるだけ即効性のある地力の回復ということなのかなというふうなこともございますので、議員の問題提起、一定程度、理解はするわけですがけれども、そういう補助制度の制約なり限られた時間の中での一定の処理促進というふうなこと、総合的に考えると、今回の場合はそういう形でご理解をいただければなというふうに思っているところでございます。

6 番（高橋真理子君）はい、議長。堆肥化において時間がかかるのではないかとということでございますけれども、私が知っている限り EM 菌、例えばですけれども EM 菌といいますのは、例えば被害した麦わらをすき込む、いろんなやり方はあるかと思うんですけれども、大量になる

とやり方はあるかと思うんですけど、ある程度、EM菌をまいて、そして、すき込むだけで期間的にはそんな長期間はかからないものだと思っております。それはすき込んだまま、勝手にEM菌が働いて堆肥となるということ。この稲わらとは関係ない話になるかもしれませんが、今回の放射能のことなどにおいても、EM菌などというのは使われているという、いろんなことに効用するEM菌というものがありまして、それは堆肥化ということにおいては非常に期間は要さないというふうに私は知っているつもりですが、町長にもう一度お聞きします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今、必要な堆肥化の処理促進剤といいますか、必要な菌の話が出ましたけれども、これはたしか町内の処理場におきましてもそういう菌を使っていますよね。我々知る範囲では一定の、いわゆる家畜の飼育の中で使用したわらを処理場に運んで、そこにEM菌を添加してというふうな流れは承知しているところでございます。そういう中で堆肥化を促進すると。また、一定期間、熟成といいますか、そういう期間を設けながら具体的に外に出していくといいますか、利用に供すると、そういう流れでやっているというのは承知しているところでございます。

それから、生のままといいますか、今回大雨で不用になった稲わらを単にその菌をとということになると、我々の知っている範囲では、時間差が相当出てくるんじゃないかなという感じもするわけでございます。今、ここで私からお答えできるのはそれぐらいの知識かなというふうに思います。ご容赦いただきたいというふうに思います。

6番（高橋真理子君）はい、議長。そういう有用な、有益な菌がそういった堆肥化するというのをぜひ、まだ時間があるとすれば、その辺をきちっと調べていただいた上で、そして、町の一般財源を使ってでも堆肥化して有用、活用するということは、本当にもったいないことをしてしまうよりは、ごみ化してしまうよりは大変な1億8,000万円もの費用をかけてやるよりは、本当に東部地区の、ある意味では肥料つきの気のないようなところに使うというのは、これは非常に今後の町のためにもよろしいのではないかという私の思いを町長にお伝えしたかったです。以上終わります。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はございませんか。

2番（橋元伸一君）はい、議長。済みません。さっき1つだけ聞き忘れました。1つだけ教えてください。先ほど言った8億円基金の部分の4,000万円、寄附金など当てにしている部分の事業にということだったんですけども、具体的に今の時点で事業がわかっているか教えてください。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。今年度事業にということになりまして、追悼式ですとか、震災遺構のモニュメント整備費、そちらのほうに充当したいというふうに考えております。以上でございます。

2番（橋元伸一君）はい、議長。それが本当に適当なのかどうかということをよく考えていただきたいと思います。以上です。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑はございませんか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。とりあえず今の件なんですけど、15ページの18、2項1目基金繰入金の今の震災復興基金絡みなんですけど、今、追悼式、モニュメントというようなところを予定しているということですが、これは具体的に新年度の予算にも措置されているということと受けてめでたよろしいのか、ちょっと私、見たときに見受けなかったもので。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。このお話につきましては、今年度の執行残であります3,8

00万円余の金額を今年度事業に充当するというものでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。それにしても追悼式等々、また経費かからなくなったということもあるんで、その辺今後、出費というか、この使い方についてはいろいろ工夫しながら執行していただきたいということを告げまして、4ページの繰越明許なんですけど、いろいろ工事関係、いろいろあるわけで、ちょっと毎回のことなのか、ちょっと前回の確認しませんでしたから毎回のことなのか、異常なのか、台風等々の絡みもあるかと思いますが、この辺の事情についてこれが普通ですよ、あれは異常ですよということも含めてご説明いただきたいと思います。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。全体を通しての大枠のお話をさせていただきますけれども、基本的に毎年出てくるものとしては、協議等に不測の日数を要したとか、あとは地権者との交渉によって不測の日数を要したとか、そういった理由が工事の場合、繰り越しの理由になるわけですけども、ここにある事業のほとんどとまでは言いませんけれども、10月の台風の被害、これが影響して事業が遅れて繰り越すことになったものが相当程度あるというふうにご理解いただければと思います。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そうした中で、目安でわかりやすく、役場内の整備事業とか定住促進事業というのは、要因になるのか理由になるのか、での繰り越しなのか、その辺、確認しておきます。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。この役場構内整備につきましては我が課で実施しているものでございますけれども、現在、実施計画の発注をしております、その中で構内整備、どのような駐車場の配置とか、そういうことをしたらいいかということ業者と詰めているという状況でございます。今年度内にその協議が整わなかった、協議といいますか、打ち合わせが整わなかったということがございまして、この予算につきましては繰り越しをさせていただいて、来年度には完成させて工事のほうに着手してまいりたいというふうにご考えているところでございます。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。定住促進対策事業につきましては、こちらについては、定住補助金の事業でございますが、例えば新築住宅を建てるといった場合、補助申請を年度内に受け付けしますが、年度内に完成に必ずしも至らないといった面が多々ございます。ですので、次年度、完成する分等については繰り越すというような処理で行っておりますので、よろしく願いいたします。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。今の説明でよくわからなかったんですけどもそれはそれとして、役場構内整備事業というのは、駐車場の整備ということだけなのですか。駐車場の整備だとすれば、逆に言うと、何で年内に予定したとおりにできてないのか、これもまた台風との絡みになるのか、それを理由にするのかよくわからないんですけども、その辺、ちょっと確認したいと思います。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。この件に関しましては台風は全く関係ございませんけれども、構内の整備、広い構内でございます。当初、庁舎の設計をしていたときには1期工事、2期工事、3期工事というような大枠での2期工事、3期工事というような姿はあったわけですけども、現在、庁舎ができてみて実際ここを整備するとなったときに、その具体的なものというのは昨年度来から検討を進めてきたと、検討を始めたのが昨年度からという状況でございます。その中で、この広い敷地ですね、将来、どういうふうになっていくかということをご想定しながら、どういう道路の取り回しが必要なのかということも含めて考えてきたとこ

ろ、時間が結構かかってしまったというところでございます。ご理解いただきたいと思ます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。理解できないから確認しているんですが、そもそも計画って何なんですかとか、計画に基づいて事業が進めていく。だからよく言うんだけど、計画があってその他の実施計画、こういう複数年度にわたるようなものはね、そして、具体的に計画どおり進めるといのが行政執行、予算執行の最低の守らなくちゃならないルールといたしますか、考えではないかと思うんですが、なんか計画どおりにっていない、あらゆる分野でそういうのがかいま見えるという、こういった行政執行のあり方、予算執行のあり方って許されるものなのか、何のための事業なのか、何のための当年度の通年予算なのか、本当に。表現は悪い、俺ね、いろんな言葉わがなんからつついってしまうんだけど、やっぱりそんな計画の立て方でいいのかやと。

そして、それで本来ならば通年予算で、それを年間の中で収支、ちゃんと明確にして我々に示して、この年度はこういう内容の事業をしますよ、取り組みますよということで我々に示して、そして、それはこの内容ではなるほどなでこれは認める。認めた結果、予算執行を本当にその計画どおり、予定どおり進めれば、本当に災害とかなんとかというのは、これはわかります、誰が見ても。でも、そうでない限りは、やっぱり事業計画どおりにやらなければ、やるのが皆さんのお仕事ではないのかなと思うんだけど、そうすると、人が足りないからとかなんとか。そしたら足りないなりの、実現するための計画、見積書、年間の予定というか、そういうことなんだから、そういうことから考えると、非常に問題、ここですぐ変えろという大変だべけんとも、その辺、少し問題を持って、意識を持って取り組んでいただきたいと思うわけですが、町長、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。議員からはいつも同じようなご指摘、ご心配を頂戴するわけでございますけども、私も同じ回答になって恐縮でございますけども、やはり震災前の町の体制と予算規模、あるいはこれまでの町政運営上でどういうふうな業務を経験してきているかという経験値、ノウハウ等々、いろいろなものがそこにはあるんだろうというふうに思います。

一番よろしいのは、人間がこれしかいないからこれしかやれませんよという形にしてしまうのは、それは簡単ではございますけれども、復興期間という大きな枠組みがございませぬ。それと予算の執行ができる期間というものもこれまで10年というふうな大きな目安といたしますか、期間の中でというふうなことでございます。最大100名を超えるマンパワーの確保をしながらこれまで膨大な業務を執行してきたということでございますけども、それが必ずしもご可決いただいた予算規模を一定の、1年間の中で予定どおり進めなかったという連続だということでございます。大分繰越額全体については昨年よりちょっと今回は5億ほど多いという担当課長、説明しましたけれども、最盛期にはたしか100億を超えるような繰り越しもあったかなという記憶もございませぬ。

いずれにいたしましても、そういう体制と経験したことの膨大な業務量をできるだけミスマッチのない形で進めようという、我々、相当努力はしてきております。それなりの事業の進捗、成果というものもあるわけでございますけども、なかなか思うに任せない部分も多々あるということもご理解いただきたいというふうに思います。

地権者、用地買収を伴うものは相手のご都合もご理解もございませぬし、たまには大雨なり台風等の影響も不測の日数を要することになるというふうなこともあつたりしますし、あるいは地元の請け手といたしますか、請負業者の方もスタッフの数、従業員の数、あるいは施工

監理できる技術者の数等々、キャパの問題もございます。いずれにいたしまして、相当のボリュームをこの地域内で一定程度、対応できる体制になっているかということ、役場も地元の業者さんもなかなか厳しい状況にあるということを改めてご理解をいただき、我々も引き続き最大限の努力をしていかなくちやないということをお話し申し上げまして、答弁にかえさせていただきます。

議長（岩佐哲也君）続くようであれば、ここで休憩を挟みたいと思いますが、どうですか。続けますか。

---

議長（岩佐哲也君）それでは、暫時休憩としたいと思います。再開は1時20分再開といたします。

午後0時00分 休 憩

---

午後1時20分 再 開

議長（岩佐哲也君）休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（岩佐哲也君）質疑はありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。引き続きそういう権利があったんですけども。

先ほどの町長答弁を聞いていますと、相も変わらずということで時代は、社会は大きく変わってきているにもかかわらず、全く何年か前と同じような答弁で対応してきているところに、今の町長の政治姿勢が見られるのかなというふうに感じました。

それで、その件については何回もあれなんですけど、改めて繰越明許費の中に現在取り壊している施設については、この中に入っているのでしょうか。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。現在取り壊ししていますのは、補正予算書5ページ、教育費社会教育費の2段目、埋蔵文化財収蔵庫建設事業、こちらを今、取り壊している作業中でございます。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。それが28ページか、あと12ページの大きく減らしているのとはまた違うのかな、12ページの学校施設環境改善交付金の減、1,100万円というのはそれとは関係ない、5目の教育費、その辺を含め。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。ただいまのご指摘の経費については関係ございません。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。この埋蔵文化財収蔵庫建設事業5,446万2,000円というのは、これは全額、どういう内訳、これが全てで、あの壊したのが全て、あの収蔵庫建設するのに用意したのが5,446万2,000円ということでよろしいのでしょうか。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。全体の契約額といたしましては、工事費については9,900万円でございます。そのうち、前払いで50パーセント支払ってございますので、残りの金額、これ予算ベースになりますので、全体予算が1億200万円だったものですからその金額から9,900万円を除いた残額、5,400万円が今回の繰り越しの経費ということで計上させていただいております。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。これも1億何ぼ、いい、それも議会のチェックってあったったかや、俺、急にボコッとあそこ建ってきたんだけど、その辺の経緯、5,000万円以上というのは多分議会のチェックを要するというのが私の理解なんですけど、1億何百万円というの、私の記憶はない、みんなの記憶あったかだけど、そのことの事実の確認してその辺、どうなんでしょうか。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。これは9月、令和元年第3回の定例会で議案第65号で平成元年度山元町埋蔵文化財収蔵庫建設工事請負契約の締結についてということでご審議をいただき、ご可決をいただいたものでございます。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。わかりました。という正式な手続を経て始まったわけなんです、取り壊しの原因というのは、全員協議会では説明受けました。しかし、あそこまで壊すというような説明ではなかったのではないのかなというふうに受けとめているんですが、私、受けとめたのは、躯体というか、ベース残して後、縦筋つつうか、というような、あるいは一番最初はぼこぼこのところ、ちょっと修正するような、全協では何かそんな程度というか、そんな説明ではなかったのかなと思っていたところが、ぼこぼこぼここと壊されていったんだけど、その辺の経緯、原因、要因、経緯、要因も含めてその辺の経緯というのはいかがだったものでしょうか。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。今回の工事につきましては、現状については基礎コンクリートの上部について鉄筋を残して全てはつるという作業をしています。

実際、この原因につきましては、これは施工不良ということで実際にコンクリートを打設するときに型枠を設置して流し込むんですが、その流し込みと同時に締め固め作業というのをやります。その締め固め作業が十分施されていなかったということが要因となってこのような結果に至ったわけです。

なお、型枠を外した段階で施工業者から施工不良の申し出がみずからあったということで手直しをさせているといった経緯でございます。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。この手元に今、令和2年3月17日だよ、産建教育常任委員会、我々にはよこさっていないんだ、そういうの。その資料にある程度のこと、あるんですが、それにしても、じゃこの原因を生じさせたのは、今の説明では業者側ということにあるんですが、その責任というのも業者側ということで受けとめてよろしいんですか。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。現時点での判断では、いわゆる請負契約ということで契約を結んで施行してございますので、その途中段階で不完全な状態であったということが業者の判断からあって手直しをしていますので、それは業者の責任において事業をやり直しをしていただいているという理解でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことですから、当然、業者の責任で取り壊した分の経費は当然、そこで持ってやる。今度、改めてそれを再構築する場合も、その費用等々は業者ということになるかと思いますが、どの程度の金額になるかというのはつかんでますか。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。そのコストの部分までは現在、把握してございません。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。最終的には発注者の今のところ、責任というところまでは届いていないけれども、今つかんでいないと。でも、素人目でも1億もする買物、建物に何千万円、壊すのに当然、ああいう建物というのは、今、家屋解体で普通でも200万円とか300万円、大きくなると、どこかだったかもっとあったよね、坂元支所だったか何だかの解体とかね、ということを見ると、億まではいなくても何千万円単位の解体費用がかかる。今度、さらに再構築になると、同じような更地というか、ゼロから出発したつくり方と縦筋とかここまで、そいづつなぐつというの、工法的に、私、素人だけでも土方の手元やっていたから何となくわかる、こんなこと言ったらだめだな、という経験もしているんだけど、もうそうかえってそっちのほうが難しいというか、大変だという話も聞きます。

そうすると、当然、当初の経費よりもかかるのではないかと。そして、壊した費用もね。そうすると、請け負った会社がどの程度の会社なのかというのはありますが、それに耐えられる企業なのかどうか、あるいはその企業は、親元が請け負ったものは請け元はあれだけでも、多分普通に考えると、実際に工事をしているのは2次あるいは3次ということになると、そこまで責任が及ぶと、その辺の小さな企業といいますか、実際にやっているところにも責任がということになると、結構複雑な難しい問題が生まれてくるのではないかと思われるんですが、その辺は発注者から見たときにその辺の管理というんですか、何というんですか、どのように考えているか伺います。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。考え方、そして、担当課として話をさせていただきますと、確かに解体あるいは処分の部分については、一定のコストがかかるということは想定できるところでございます。

業者がそういったことで役場のほうに申し出があったときに、選択としては、契約を解除する方法、あるいは今回選択したように手直しをする方法などが考えられました。業者のみずからの申し出によって契約の解除ではなくて手直し工事をやりたいといった申し出があったもんですから、それはもともとの設計図書どおりに建物を完成させるということを条件に今回それを認めたわけでございます。

なお、下請け、孫請けという関係につきましては、このコンクリート施工については契約の相手方が下請けではなくて直接自社の職員が対応したということを確認してございます。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そうしますと、請け元じきじきの仕事といいますと、それなりの何百点かというか、契約のときのそれなりの資格条件、要件を持った企業であるということであると、その評価点はどうだったのかといいますか、実際にどの部分での問題だったのか、どの部分というのは、設計監理、設計計画どおり、施工計画どおりちゃんと進められていたのかとか、その辺の監理監督したのはその業者の中でどの程度といいますか、ちゃんと資格を持った人が管理をしたのか、工程見ていたのか、その要因をつくったところも明確にしておかないと、その対応策が、明確な対応策というのは見出せないというか、不安が残る。ちゃんとしたところがちゃんと、本来ならばそういう請け元がやっているとするならば、請け元というかね、本体がやっているとすればあり得ない、あり得ないミスだと素人では考えるんですが、その辺のそっちのほうの業者のほうの体系、体制といいますか、その工程監理だか何監理だか、専門用語、よくわがんないからあれなんだけど、というところの町として、発注者としてそこまでも確認をしておかないと、向こうでやります、それは非常にこんなこと言っただけでも、そういう事故の中身からすれば、当然、やらなくちゃならない仕事だと思うんだけど、できるかどうか、親元だから親元というか、それなりの体を持った、体力を持った企業だから多分対応できるのかなとは思いますが、その辺、我々はやっぱり明確に示されないと非常に不安が残るんですけども、その辺はいかがなのでしょう。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。今回の施工業者につきましては、条件付きの一般競争入札ということで技術力、あるいは資本力、そういったものも含めて一定の水準をクリアした業者に条件を設定して今般、契約をし、業務を進めてきております。

そういう意味では、しっかりとした信用性の高い業者という認識がある一方で、じゃ、当日の現場の体制はどうだったのかという確認ですが、こちらについては施工の監理者がまず業者のほうにおりまして、そのほかに当然、日常的に町の職員が現場確認などはしてござい



ます。それに加えて専門性を有する監理業務を設計業者に委託しておりますので、いわゆる三者の目で対応してきたという流れがあります。

当日については、バイブレーター工という職員については、当日、6名配置するという予定で把握してございました。実際には6名の作業員が現場に入って対応していたと。ただ、残念ながら、仕上がりの結果はこうだったということで現在は認識してございます。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。このことについてほぼ完成とまではいかないけども、ほぼ完了間近、ほぼ全体ができた中で、その瑕疵と申しますか、問題を見つけたのは業者ということなんです。じゃこの発注者側、町のほうでのそういった監理というのはどういう体制で望んだのか、やったのか。というのは、そういったやるべきことをやっていけばもっと手前で、手前でそれが見つけられてもっと少ない額で作業が進められたのかなと、解体するにしてもですよ。その辺の発注者側の責任、おれ、専門用語、なかなかわがんねがらあれなんだけど、監理というか、監理体制、監視体制というのはどうだったのか伺います。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。今般の工事については、建築工事ということで、やはり一定の監理の水準が求められるということで、先ほど申し上げましたとおり、監理業者を立てて監理をさせておりました。当日も監理業者は、打設をするときに現場にいて細かく業者のほうに指示を出したということでございました。

ただ、最後までその現場にはおらずに、当日、指示を出して後はその現場から離れたということでございます。実際に型枠を施工しているものですからその中のコンクリートがどのように流れているかというのは外から見えないんですね。非常に残念だったんですが、その型枠を外したときに初めてその中身が、状態が見えてしまったということですから、その途中段階の検査の手法がなかったということで認識してございます。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。すると、施工監理者のほうにも、これ本当に多分この写真見ると、これ私のでない、こっちからもらった写真なんだけど、これはこの世界ではあり得ないミスです。私も基礎、それで仕事したことあるんだけど、本当にバイブなんて真剣に徹底してやります。俺もやったことあつけども、ごしゃがれごしゃがれ。本当に重要な基礎の部分だからね、基礎はね。こういうのは当然、こういうミスをしたらだめだということであつてこれは考えられないミスなんですね。あと、業者そのものも、バイブかけるときには本当に徹底してそれぞれ何人も注意しながらやっている、これで足んない、これで足んないということはね、という作業なんです。それが起きるといのは、どこかにやっぱり大きな問題があるのではないかとこのように思うんですが、今のところ、これからの問題、調査なりなんなりということだと思えます。ですから、きょう、私、初めてわかった事実なんですけど、どこにあるんだか、そういうことが初めてわかったと。これやっぱり追求。

さらに問題は、先ほど言いましたように、どこかに末端のところまで行って倒れたらどうするのか、業者がだよ。子を請け負ったのはどこなのか、大きいとこだから多分あれなんだべけど、そういう心配も不安も生まれてくる。このことによってその企業が倒れてしまったらこの工事が完了、もしかしたらできないとか、あるいはその過程というか、かかわる過程にもいろいろ問題が生まれてくるというぐらいの問題だということに受けとめています。そこには町が一切関係がないというようなことにはならないのかなと。さっき言った監理業者は町の責任、発注者側で頼んで監理をまさに頼んでいる。町ではできないからその監理業者に頼んだということになるわけですから、その辺のことも、その監理業者も、前の話では

立ち会っていなかったとか、そもそも立ち会わなくちゃならないものなのかどうなのかというのもわからないんだけど、しかし、結果、こういう問題を起こしたということについては、後々、やっぱりいろんな面で追求というんでないな、監視、監理というか、見ていかないと、本当にというか、問題が横に広がっていくという心配、懸念があるんですけども、きょうはちょっと確認だけにとどめさせておきたいんですけども、これは、やっぱり細々とその辺の要因なりというのは確認、町として、発注者として確認しておくべきだと。今後、こういうことのないように、あるいはその際に発注したときに業者選定がどうだったのか、それもこういう大きな元請けがしているわけですから、そういった責任もまず確認していかなくちゃならないことになるかと思えます。というようなことをここで長々と、やっぱり問題提起をしておきたい。まず、今後の対応、あるいは現状の認識、自覚、町長、いかが受けとめておるでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。現段階では一定の入札のルールあるいは契約に沿って進めている案件でございますので、まずは契約条項に基づく対応を基本としながらしっかりと完成に持ってってもらえるように、我々も注意深く担当課を中心に対応していかなくちゃならないというふうに考えております。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。今、町長の言葉を受けたわけですが、もとに戻って申しわけないんですが、私、今、初めて3月17日の教育委員会生涯学習課が出している産建教育常任委員会に出された資料を確認しているんですけども、直接私のところにはまだ届いていません。どこかに、ポストに入っているか、しかし、いずれにしてもきのうの話なんですよね。こういう資料というのは、当然、きのうまで、おとといまでしかわかんなかったのか、それをつくったのか、これも嫌らしいあいづになって、17日、18日直前になってこれを出して、これは多分どういう背景のもとにこういう状況になっているかというのわがんないけれども、これまた17日、17日に最終的なこういう資料がまとまったというわけでないと思えます。もう1カ月以上前から問題が生まれていたんですから、そして、みんな不可思議な目で見えていたんだから、不可思議というか、何というか、そして、全協の中でも説明あったけども、あの全協の説明とまた大きく違っている結果になっているんだよね。その件については、あそこでたばこ吸っていると、ボコボコと大きな重機が壊しているの見えるんでね。その後を見ると、あらあらと。ほぼ解体に近いような状況にというような状態の中で、なぜきのうなんですかという、そのことだけちょっと確認して、いい悪いは別にしていままでこの資料ができてその対応についてどうだったのか、俺は多分やっていたと思うんだけども、この資料の提出時期についてどうだったのかということもあると思うんだけども、担当としてどうだったのか。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。きょうの議会のタイミングというところを直前にという、そういう意識ではなくて、実際にこういった手戻り工事の部分を進めてく中で、資料は取りまとめをしながら作業を進めてございました。

今、ちょっと日付が手元にないんですが、3月の今回の定例会の中で一度、常任委員会がありましてその常任委員会のタイミングでご説明したかったんですが、ちょっとそこまできかなか資料の最終的な整理までいかなくて、たまたま事務局のほうにまた常任委員会の日程を確認したところ、きのう行われるという情報が入ったものですから、議会の最終日の直前の日にはなってしまったんですが、担当課としては、少しでも早く資料をもって説明をしたかったといった内容でございます。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。私はこの資料ができた時点で、認識が問われると思うんです。町の状態ということだけでなく、こういう認識、どの程度の認識なのかという、今、ちょっと前にこれ大問題だという表現したんだけど、とした場合、一日でも早く、1時間でも早く我々に知らせるべきだったのではないか。そうでないと、我々もそういう意味では対応できないんです、最後、壊してしまって、対応というか、どういうふうにとめればいいのか、こういった事態を。というふうに考えると、これはやっぱりこれまた説明不足、責任の何と申しますか、ということが問われるのかなという、その大きな1件であるなということをもって、とりあえずこの件については非常に問題がある、取り組み方、取り組み方だね、あるいは我々に対する対応といったところにも大きな問題がある、これを町長に確認しても先ほどのような答弁で終わるだろうということで、この件については終わります。しかしながら、引き続きこの件については求めていきます、もろもろのことを。

そこで、次に質問移ります。

23ページ、23ページでない20ページだ、20ページの社会福祉費3款2項民生費保育所費の臨時保育士等賃金減2,000万円、これ5,000万円、6,000万円の予算の中で2,000万円、大幅な減なんです、この辺の要因はいかがなものか。今、大変だ、大変だ、保育士足らないとか何とか不足だからいろいろ背景がある中で、そして、当初5,000万円、6,000万円という予算を立てて当然、それが必要だということで予算立てたものが、この時期になって大幅に削減されているというのは、予算のときにその見通しが甘かったのか、あるいはやらなくちゃならない仕事ができなかったのかという点について確認します。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。お答えいたします。臨時保育士等賃金の2,000万円の減額理由ですけれども、臨時保育士等の採用について当初、想定どおりに確保できなかったため、執行できなかった予算を減額するものでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことでいいのでしょうか。当然、必要だから5,000万円って予算立ててそれを確保して保育行政、充実までいかななくても当たり前保育行政を進めていかなきゃない。そのために予算をとった。とらないということは、この分、どっかにしわ寄せが行っているということになるんですが、そういうふうな受けとめでよろしいのでしょうか。例えば保育士さんに負担がかかった。当然、必要な体制で臨むということでこうした予算立てをしているわけですから、それが実際にだめだったという場合に、サービスの低下につながるようなことはあったのかどうかも含めてその辺の背景についてお伺いいたします。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。まず、臨時保育士の賃金、当初予算で5,300万円ほど予算計上しておりました。内訳としては、臨時保育士、保育補助の保育に携わる職員、こちらについてはフルタイムの20人分ということで約4,000万円、5,300万円のうち、約4,000万円が保育に携わる保育士、保育補助で、これ以外については調理業務、栄養士とか調理師分として約900万円ほどの内訳となっております。

それで、今ご指摘の部分につきましては、やはり保育士が予定どおり20人の確保はできませんでしたので、その部分につきましてはほかの保育士が何とかカバーすることでこの1年間、保育業務を行ってきたということです。

具体には担任を持っている保育士はなかなか動くことが、クラス担任を持っている保育士はなかなか動かせないので、フリーの保育士であるとか、クラス担任を持たない主任の保育

士さんなんか欠員というか、穴を埋めるような形で1年間、業務を行ってきたというようなことでございます。

8番(遠藤龍之君)はい、議長。最も大事なことなんですが、なぜ確保できなかったと思われませんか、その要因。

子育て定住推進課長(青田 浩君)はい、議長。これは全国的にもなかなか保育士の確保ということで今、十分に保育所等で保育士が確保できない課題は、各自治体とも持っているかと思います。我々のほうも広報紙であるとか、町のホームページ、それからハローワークなんかを通じて何とか確保に努めたわけですが、全然確保できなかったわけではなくて満たなかったというような状況であります。そういうことで、年間を通して十分な保育士の確保に至らなかったというような状況となっております。

8番(遠藤龍之君)はい、議長。今、全国的なという話があった、全国的な話でいうと、処遇、待遇に大きな差があると。山元町は違うよ、公設だから。普通のから10万円ぐらい少ないとか、そういう背景があって、資格を持っている人、いっぱいいます。そういう人たちがそういう待遇のもとでは働けないということで、全国的に不足しているのはそういうところが要因となっているんです。

しかしながら、山元町のパイはそうではなくて、公立でやっているわけでね、これは何回も常任委員会で多分確認していることなんだけど、賃金がとても生活できる金額になっていない。今でもようやく8,000円を超すぐらいになりましたけども、それに手当とかついても20日稼いでも16万円です。仕事の中身は同じだと思います、正規の人たちと。正規の人はどのくらいかといったら、やっぱり400万か500万円くらいもらっているんじゃないかと、単純に予算書からするとですね。賃金の方は16万円だったら200万円未満前後で同じ仕事するというような背景があるんです。だから、町としても、そういうふうな金が払えるかどうかとか、いろいろあると思います。しかし、要因だけは正確につかんで、そのことによってもし予定しているものができないんだらば、そういうのを改善していく努力というのはしなければならぬというふうに思うわけですが、これは毎回毎回、常任委員会等々でその話題が出てくればしている話なんです。そこが一向に、一向にとは言いません。5,600円から8,000何がし、そういった努力工夫は見られるわけですが、しかしながら、現実を見たときにどうしてもまだ応募しても答えがないということは、そういう背景であると。これも今度、だんだん保育行政も保育所はさっぱり人が足りないから、さっきの学校の調理員の理屈、理由になる。人来ないから今度は業務委託で頼みますというような、逆に言うと口実づくりというか、というふうにつながってはならないということで私は今、確認しているんですが、やっぱりこの辺は毎回同じ課題になっています。この辺は十分に新年度に向けて、新年度も大体同じ体制だと思うんですが、同じというか、対応だと思うんですが、しかし、現実を見たときに今、混乱していますね、一時預かり、狭くなってそこも使つてというか、ちょっと今言っていることわがね、みんな、多分わかっていると思うけど、そういう状況も生まれているときに、体制をしっかりとって取り組まない、本当に子供の命預かっているところだからね、あと成長を預かっているところだからね、子供の。ということなんで、この辺の対応については、要因、要因というかね、その理由についてはわかったけども、十分な理由になっている、十分使い切れていないということ、これも町長に求めてもあいつたら、ということ強く求めておきます。

議長(岩佐哲也君)遠藤議員、3問過ぎたんで、別な議員の機会を与えていただきたいと思います。

ほかに質疑はございませんか。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。先ほども出ましたが、21 ページの 4 款 2 項 2 目稲わらの部分なんですけども、やはり先ほど、3 議員の方々から話がありました。国庫補助だからという回答があったんですけども、やっぱり国庫補助だって税金なんですよ。税金をどのような形で使っていくかということ、町税だから、町だから大変だではなくて国でも一緒です。税金、納税者はみんな一緒だと思って、一緒ですよ。そういうことから考えたなら、少しでも地元にお金をおろし、次の世代を担う人たちにというふうなことを考えたならば、もう少しこの辺、工夫すべきではないかと思うんですが、その辺、検討しての結果だったんでしょうか、町長に伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどもお答えをさせていただきましたように、いろいろ制度の問題なり時間的な制約なりを勘案した中で、今回はそういうふうな対応をとることになったというふうなことでございます。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。やはり市町村からの要望なりなんなりって、実際携わっている人が一番強いと思うんです。そういうことからすればきちっとした課題とかメリット、デメリット、そういうことを考えて県、そして、国に要望するのも市町村長の責任だと私は思うんですが、どのようにお考えだったんでしょうか。1 億 8,000 万円、焼却に使う。それよりも、やはり先ほど出ていました、これからの地力をつけるためにというふうなことを、そういうことを訴えることはなかったんでしょうか。その辺についてお尋ねします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。今回のそもそものこの要因は何かということを変更してご理解いただきたいというふうに思うんですが、これは災害復旧ですよ。議員おっしゃるのは、通常の業務の中であれば、いろんな場面、いろんな方法を駆使しながら地元の思い、問題意識を国県にぶつくと、いろいろ必要な制度にしてもらおうというのは、これは常々我が自治体含めどこでもやっていることでございますけれども、10 月に発生した、これを国のほうで補正予算なりを組んで速やかに対応しなくちゃいけないという中で、議員ご指摘のようなそういうところまでは、残念ながら今回は厳しかったのかなと。早く目の前の廃棄物を処理しなくちゃいけない。一定の時間、一定の制度の中で対応しなくちゃいけないという、そういう制約の中での対応だというふうなことを改めてご理解いただければありがたいというふうに思います。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。災害でも何でも一緒だと思います、考え方は。やはり現場にいて現場でより近いところで住民と接しているとすれば、よりよい制度を求めていくのは、やっぱり市町村だと私は思います。そういうことで、汗をかいて一生懸命働くのは私は行政の役割ではないかと思えます。そういうことを考えれば、少しでも税負担を少なくする。そして、町民の生活、福祉の向上を求めるとすれば、そういうこともやっていくべきだということを申し添えて終わりにします。

議 長（岩佐哲也君）そのほか質疑はありませんか。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。最後にします。6 ページの債務負担行為補正についてなんですが、真ん中の山元町学校給食調理員派遣事業に要する経費、先ほども質問あったようですが、その中身についてはわかりましたが、先ほどの説明では説明なりのことはわかりましたが、そもそもこれは従来のやり方と大きく変わることに移る取り組みではないかと思うわけですが、説明を聞いていけば、これがこうした形でまた出されるというところに問題が、町の方針を大きく変えることでしょうか、これ。今まで町独自でやっていたものを業務委託に回す、しか

も業務委託だよ。これは派遣か、まあいいですけど、その辺の十分の説明がないままに、私たちには債務負担行為の補正という形で初めてこういう説明を受けるという形になるわけです。そういう取り組み、中身についても問題なんですけど、これまた説明不足というところに行き着くのかなというふうに思うわけですが、その辺の対応についていかが受けとめるでしょうか。十分な説明を行ったと。そして、十分な議論の展開もあって、いやそれは違うんでないの、こうでないのと、そういう議論の展開もあってやりとりしながら、しかし、町としてはこういうことに決定しますと、そこで初めて我々に提案してくるというのが通常というのか、議会執行部の信頼関係の中で生まれてくるというのか、そういう中での議案の提案ではないのかなと思うわけですが、とりあえず関係者のお答えというのか、どのように考えて取り組んできたかということについて。

教育総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。今、遠藤議員のほうから話しありましたけれども、これまで坂元と山下、2カ所で震災後、運営してきたわけなんですけど、震災前については、山下第一小学校、3カ所で震災前は運営をしております、その後、震災で山下第二小学校が被災したことによりまして、その後は坂元と山下の2カ所での運営というふうに切りかえてきています。今回は山下、坂元の中学校の統合というふうなのがございまして、説明したように、その中で今後、1つにということを進めておりました。その辺の説明をというふうなことで今、遠藤議員のほうからお話しあったわけなんですけれども、確かに詳しい詳細な説明を行うという場を逃してきてしまったのも、私たちの対応の不十分なところがあったのかというふうには思います。その辺、今後、具体的な進め方等については、今後、時間をとりながら説明のほうを尽くしていきたいというふうに思っておりますのでご理解をいただければというふうに思います。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。こういう取り組み方があちこちに見られると。こういう町政の進め方、いかなものかということをお話して終わります。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ございませんか。

3番（岩佐秀一君）はい、議長。22ページで6・1・9、農地復興推進費の8、報償費関係なんですけども、換地評価委員の謝礼が728万円ほど減っているんですけども、これは換地作業が遅れているのか、それともスムーズな承認が進んでこのように減額したのかお聞きします。

東部地区基盤整備推進室長（蓬畑健一君）はい、議長。ただいまのご質問にお答えします。今回の減につきましては、当初見込んでいた作業、具体的には換地原案の作成から換地計画書、あと事後評価等ございましたけれども、特に事後評価、まだ現地の実測のベースが出ていないものですからそれを減額して来年度に改めて予算化したものでございます。

3番（岩佐秀一君）はい、議長。来年度を見ますと、728万円も今回補正して減額しますけども、来年度の予算見ますと、268万円ぐらいの予算ですよ。えらく減っているんですけども、ご存じのように圃場整備は簡単なんです。ところが、地権が絡む換地作業は大変な苦勞すると思うんですよ。そんな中で来年度で大体本換地進むという話ですけども、本当にこの金額で来年度の予算、それができるのかどうかお聞きします。

東部地区基盤整備推進室長（蓬畑健一君）はい、議長。来年度のことは改めて精査いたしまして、先ほども換地原案が遅れているというお話をしましたけれども、ここ3月ごろになりまして大体案がまとまりました。結果的にスムーズにまとまったので、換地原案の打ち合わせが実際には来年度見込んでいたものよりもずいぶん減ってきたという事実があります。それを見込んで来年度、計上していますけども、当然、不確定要素はたくさんございますので、その都度、

その都度、精査しながら、もし足りなければ流用なり補正なりでまた皆様方をお願いする機会があると思いますので、そのときはよろしくお願ひしたいと思ひます。

3番（岩佐秀一君）はい、議長。ぜひ来年度に本換地がスムーズにいくよう、よく地権者に説明して対応してください。以上です。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第15号令和元年度山元町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第8. 議案第16号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、議案第16号令和元年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ1,000円を追加しまして総額を18億2,545万円とするものでございます。

それでは、歳入予算の補正額の主なものについて先にご説明させていただきます。

お手元の議案書5ページをお開き願います。

こちらは歳入予算の補正予算事項別明細書になります。

初めに、第3款国庫支出金、こちらについては各補助金の額が確定しましたので、災害臨時特例補助金82万8,000円、制度改正対応関係の補助金です40万円をそれぞれ増額するものであります。

次に、第6款繰入金についてですが、第1目基金繰入金については、最終的な財源調整の結果として財政調整基金を減額するものでありまして、次の第2目一般会計繰入金、こちらについては保険基盤安定制度繰入金、いわゆる国保税の軽減額の確定です。軽減額の確定と並びに財政安定化支援分の確定に伴って一般会計から繰り入れする額186万4,000円を増額するものでございます。

次に、歳出予算の補正額については下段の6ページ以降になりますが、各補正額については歳入予算の補正額に伴う財源内訳の変更並びに財調基金の利子を増額するものでございます。

以上が今回の補正予算（第4号）の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議 長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議 長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議 長（岩佐哲也君）これから議案第16号令和元年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

議 長（岩佐哲也君）日程第9. 議案第17号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。議案第17号令和元年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正の規模でございます。歳入歳出それぞれ228万5,000円を追加しまして、総額を1億7,213万4,000円とするものでございます。

こちらも歳入予算のほうからご説明させていただきます。お手元の議案書5ページをお開き願います。

こちら第3款繰入金についてですが、今年度の保険料の算定結果に伴う保険料の軽減額及び被用者保険、被扶養者保険料の軽減分としまして、こちらも一般会計から繰り入れする分、228万5,000円を増額するものでございます。

次に、歳出予算の補正額についてです。下段の6ページになります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金、こちらについてですが、ただいま歳入予算でご説明いたしました増額となりました保険料の軽減分に対する繰入金を、宮城県後期高齢者医療広域連合に納付する後期高齢者医療広域連合納付金228万5,000円を増額するものでございます。

以上が今回の補正予算（第2号）の内容であります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議 長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議 長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第17号令和元年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第10．議案第18号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。議案第18号令和元年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

初めに、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ4,000円を追加しまして、総額を14億9,528万6,000円とするものでございます。

こちら歳入予算の補正額のほうからご説明させていただきます。

お手元の議案書5ページになります。

初めに、第3款国庫支出金です。こちらにつきましては各補助金の額がこちらでも確定しております。内容としましては、災害臨時特例補助金44万9,000円、保険者機能強化関係の交付金が250万8,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、下段の第7款繰入金についてです。こちら初めの上段、第1目基金繰入金については、最終的な財源調整の結果として基金を減額するものでありまして、その下の第2目一般会計繰入金、こちらにつきましても保険料の軽減額の確定に伴って一般会計から繰り入れする額でございます。13万4,000円が増額となっております。

次に、下のページ、6ページになります。

各歳出の補正額については歳入予算の補正額に伴う財源内訳の変更並びに基金の利子を増額するものでございます。

以上が今回の補正予算第4号の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。5ページの繰入金についてなんですが、介護保険事業、この基金の残高幾らになっているかというのと、予定、現在と決算、その後の経緯というかな、大体幾らぐらいが想定されるかという点について確認します。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。お答えいたします。今回のこの補正予算（第4号）の繰り入れの調整をした結果、今年度の見込み、今年度末の基金の残高の見込み額としては約1億8,000万円ほどでございます。決算を迎えてさらにというふうな話も今ございましたが、さほど、今回さほど上下はしなくてというふうに見込んでおりまして、大体1億8,000万円から2億の間になっていくかというふうに見込め段階では推計しております。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。担当としては、この額が適当な、適正な額であるかどうか、どう受けとめているのか、ため過ぎとか、まだまだとか、担当としてはどのように今の介護保険の事業会計を見たときに、この基金高はどのように受けとめているか確認します。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。お答えいたします。基金の残高については、介護保険事業、3年間ごとの計画を組んでございます。今、令和元年度は第7期計画の2年目ということで、来年、令和2年度までが第7期計画の計画期間、まずはその基金を、やはり基金というのはその計画期間での保険料にかなりの影響を及ぼしますのでその基金を有効に活用しながら保険料の大幅な増加がないような調整をしてきているところではございました。今回の第7期計画の基金の計画上、若干見込みとはずれておりまして若干ふえてきているような状態でございます。やはりこの期間、来年度まで第7期ありますので再来年、第8期、さらに3年間続きますので、その際の保険料の大幅な増加等々に、激変緩和に使っていくような財源として有効に活用できればというふうに考えてございます。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。今の話を聞くと、高く上げるのが大前提の中で、いかに小幅にというような、最初から上げる、上げようという、これは考え方としてちょっと問題があるんじゃないかなと思って確認しているんだけど、これは非常に多過ぎるということで確認しています。そして、今のお話しあるように、この1年間をもって次の3年間の計画をつくるわけだが、その際にもう頭からそういう頭でいると、どうしても見積もりが狂ってくる、決算剰余、この3年間での金の動きを想定すればいいけども、もう頭から上げようというふうなところから出発するのと、少しでも被保険者の皆さんの負担を少なくするためにはどういうふうな予定、計画設定をしなくちゃならないのかということで、本来ならば担当者の皆さんは取り組むことが必要かなと思って見ているんですが、今の話を聞いて若干がっかりをしたということで終わります。いろいろ確認してもどうせ返ってくる答えはということもありますので、以上で終わります。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第18号令和元年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第11．議案第19号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第19号令和元年度山元町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

初めに1、2ページをお開き願います。

収益的支出について申し上げます。

1款水道事業費1項営業費用については上下水道事業包括的業務委託料の精算により、320万円を増額するものです。

次に、資本的収入及び支出については、下段の支出についてから申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費については、県道相馬互理線ほか道路改良工事に伴う災害復旧工事請負費等1,910万円を増額措置するものです。

また、3項国庫補助金返還金においては、令和元年6月に消費税の申告を行い確定した特定収入の割合が5パーセント以下であったため、係る補助金の消費税等に係る仕入控除税額を国庫返還する必要があるため、37万5,000円を増額措置するものでございます。

次に、収入について申し上げます。

1款資本的収入4項国庫補助金は、国庫補助事業の建設改良費の増額に伴い、その財源となる国庫補助金を1,439万3,000円増額するものです。

5項出資金は建設改良費のうち、繰出金通知に伴う一般会計が負担すべき事業費の財源となる出資金186万1,000円を増額するものです。

最初のページにお戻りください。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款水道事業費320万円増額し、総額3億8,823万9,000円とするものです。

第3条、予算第4条中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,811万8,000円を1億2,133万9,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額635万6,000円を675万円に、当年度損益勘定留保資金1億1,176万2,000円を1億1,458万9,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入、第1款資本的収入1,625万4,000円増額し、総額1億1,482万8,000円とするものです。

支出、第1款資本的支出1,947万5,000円増額し、総額2億3,616万7,000円とするものです。

第4条、予算第10条中、繰り入れする金額を記載のとおりに改めるものです。

以上で議案第19号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第19号令和元年度山元町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第12. 議案第20号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第20号令和元年度山元町下水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

こちら、初めに、1、2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入について申し上げます。1款下水道事業収益2項営業外収益は、総務省通知の繰り出し基準に基づき基礎年金拠出金に要する経費など一般会計からの補助金を調整し、合計で270万3,000円を減額するものです。

次に、支出について申し上げます。1款下水道事業費1項営業費用については、上下水道事業包括的業務委託料の精算による92万9,000円を増額するものです。3項特別損失は、東日本大震災に伴う修繕費320万円を減額措置するものです。

最初のページをお開きください。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款下水道事業収益270万3,000円減額し、総額6億1,473万7,000円とするものです。支出、第1款下水道事業費227万1,000円を減額し、総額4億9,138万6,000円とするものです。

第3条、予算第10条中の繰り入れする金額を記載のとおり改めるものです。

以上で議案第20号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第20号令和元年度山元町下水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）ここで暫時休憩といたします。再開は2時45分といたします。

午後2時30分 休憩

---

午後2時45分 再開

議長（岩佐哲也君）休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（岩佐哲也君）日程第13．同意第1号を議題とします。

本案について説明を求めます。町長齋藤俊夫君登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。同意第1号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明いたします。

現委員の大内悦夫氏は、今月31日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を教育委員として任命するに当たり議会の同意を求めるため提案するものでございます。

なお、任期につきましては、令和6年3月31日までの4年間となりますが、中学校の再編や学力向上に手腕を発揮していただきたく、引き続きのお願いを考えたものでございます。何とぞご理解の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議会先例90番により討論を省略します。

---

議長（岩佐哲也君）これから同意第1号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

同意第1号は同意することに決定されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第14．同意第2号を議題とします。

本案について説明を求めます。町長齋藤俊夫君登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、同意第2号副町長の選任につき同意を求めることについてご説明いたします。

提案理由でございますが、昨年4月から1年間にわたり復興の総仕上げに多大なご尽力をいただいた樋口副町長が、今月末をもって県に復帰することになりました。樋口副町長には、

短い期間ではありましたが、県庁職員として培った医療や観光部門を初めとする豊富な経験と知識により、本町が抱える諸課題の解決と多事多難な町政運営に果敢に取り組み大きな成果を上げていただきましたこと、心から厚く感謝と御礼を申し上げます。

県に復帰されましても、常に第2のふるさと山元町を思いつつ、村井県政が当面する課題解決に向け敏腕を発揮していただくことを大いに期待しております。

さて、来年度は国が定めた復興計画の最終年度であり、本町においては、第6次総合計画の本格的なスタートの年度となります。副町長、職員については、これまで9年半、5代にわたり県からの割愛人事により重責を担っていただきましたが、震災復興から新たなステージでの町政運営を展開していく上で、庁内の諸事情に精通した町職員である総務課長の菅野寛俊氏が適任と考え、選任するに当たり議会の同意を求めます。

履歴書をご覧いただきたいと思いますが、菅野氏は、総務部門を中心に40年間、町政発展に貢献されており、行政事務に精通し、性格温厚にして明朗快活、人望も厚く町の復興課題に対する豊富な経験と知識を有する方です。

何とぞご理解の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。この県からの要請というのはいつごろからの要請だったんでしょうか、あるいは派遣協定というんですか、協定の内容についてはどうだったんでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。内容的には議長からもございましたように人事案件でございますので、その辺の関係については答弁は差し控えさせていただきたいと思います。（「町長が言ったようなことなんですか」の声あり）

議長（岩佐哲也君）人事案件であるということでの討論はありませんけれども、質疑については、個人情報以外の部分であれば、回答できる範囲で回答していただければと思うんですけれども。

町長齋藤俊夫君、何か。支障があればあれですけど、支障がない範囲での回答、いつごろからのあれかという質問と、当初の協定があったのかどうかということで、いつまでという協定があったのかどうかという質問かと思うんですけども、答えられる範囲で。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。協定についてはもちろん、これをお互いに交わしながらというふうな対応になってございます。

基本的には当初の震災後の段階から相当数の副町長を含め県からの派遣職員にお力添えをいただいている経緯がございましたけれども、最近では県のほうから基本的に毎年、全体の割愛なり派遣も含めてぜひ協力してほしいということは継続してお話ということでございます。町としては、県の事情、それから町の一般職員の派遣も含めていろいろと県のほうと調整をしながら毎年対応してきているという状況でございます。

人事というのは、県のご都合もある、町のスケジュールもあるというふうなことで一定の段階で一定の話をしながらか確認といいますか、最終的に決まるというふうな流れになっておるといふふうなところでございます。具体については、控えさせていただきたいというふうに思います。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。具体的なことを知らなければ私たち判断できないんです。これまでの経緯、9年半、5代にわたってというお話がありましたが、これまでの経緯を見ますと、大体2年間の対応だったんです。そういう理解からすると、今回はちょっと何か異常があったのかなというふうな受けとめるわけです。しかしながら、言っていることもわかります、

事情も、丸森がどうのということではなくて、大変だということでも県の職員も。ですから、そういう背景もありながらも、しかしながら、じゃいつからそういう話があったんですかとか、あるいは一応派遣協定の内容がもし2年ということになっているのであれば、やっぱり4年の責任はいずれの事情があっても、そして、あればあったで我々にはそういった説明があってもしかるべきだ。理由としてこうこう2年、2年ではないと思うんだけど、これまでの経験では。けども、これでこういうしかるべきことがあってどうしてもという状況があってそういう結果になったと。なるとすれば、それはいつころの話ですかという話になるわけです。まさか県が直前に返してくれということではないと思うんです。もし、そういう話があったとするならば、スムーズな移行ということを考え、それは県も、それは3カ月前とか2カ月前とか、十分こっちの体制も立て直しができるようなことで要請してくるのかなというふうに思うわけですが、ですから、その辺、どこがどうだとかでなくて、今後のことを考える上でもその辺の背景については確認をしておきたいというのは、今回今提案されている現総務課長がそこ空席になるわけです。一応地元に残るわけだからあれですけど、しかも、年度末、新年度という大変忙しい時期、混乱する中でそうした大きな大異動が図られるというのは、よほどのことがない限り、本来ならば差し控えなければならぬ事案ではないのかなというふうに考えるもんですから確認をしているわけです。もしそういう流れの中であったのならば、であるならば、県の要請があったのであれば、その辺ぐらひは、もし3月初めにそういうのがあったんだということであれば、県に責任を置いて詰めたいというふうに、背景はわかりながらも余りにも無慈悲というか、何というか、山元町のまさに現状を考えたときに、まだ何だかんだって終息にはなってきていますが、もう一方で町長は言っているわけですから、大変だ、大変だ。そういう大変な時期にこういう人事というのはあるのかなと。やる以上はその手続をきちっと踏んだ中で我々にも示すべきではないかという思いがあって確認しているんですが、質問変えます。

要請がいつごろあったのかということについては、今のところ、その答弁はいただいていないので、せめてそのくらい。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。申しわけございませんが、先ほどからお答えしている範囲でご理解をいただきたいと思います。

議長（岩佐哲也君）人事案件については、やっぱり民間でもそうですが、わかっていると言えない部分もありますね、いつの時期というのを含めて。その辺はご理解いただかないとこれは進まない話だろうと思います。これは役所もあれもそうです。ですから、恐らく。（「そういう約束交わしている」の声あり）いえいえ、一般論を申し上げただけです。これは民間も自治体もという意味、全体にそうですね。これは早い段階に発表になったらごたごたして仕事にならないという特殊事情です、これ人事に関しては。これは私が言うべき問題じゃないんですけども。町長、何か。まだ指名していませんから、町長、その辺で回答できるのがあればひとつ。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今、議長のほうからも一般的な私見というお話もございましたけれども、まさに人事案件でございますのでそういうふうな形で処理されるのが、私も一般的だろうという思いでここまでのお話でご理解を賜りたいというふうに申し上げているところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。これは議長に求めなくちゃいけないのかなと。人事案件で必要なのは、討論は避けてくださいというのは、そこで討論の中であの人はこうだとか、こういうのがあ

ったとか、そういうプライバシーにもかかわるようなことが出てきてはまずいということで討論は外すということになっている。その前の審査といいますか、どういう人なんだとか、どういう経緯でそうなったのかとかということについては、まさに逆にそこは明確にしないと、議会としては明確にしなきゃならない事案だと思います。それを議長が遮るならば、私はやめますけども、しかし、重要な問題ですよ。町政を混乱のもとにする話です。議長はそう思わないかもわかりませんが、私はそういう立場から確認しているんです。少しでもスムーズに異動できるように、年度末から新年度に。まだ残されている事業があるんですよ。先ほど言った大問題等々、そういうのを議長の責任で対応できますか、じゃ、あんた。議長が制止するのでやめますが、異常な議会運営だということを強く議長に訴えて終わります。

議長（岩佐哲也君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） これで質疑を終わります。

---

議長（岩佐哲也君） これから討論を行うわけですが、本案は人事案件でありますので、山元町議会先例90番により討論を省略します。

---

議長（岩佐哲也君） これから同意第2号副町長の選任につき同意を求めることについて採決します。  
この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を締めます。議場を閉めるまで少々お待ちください。

〔議場閉鎖〕

議長（岩佐哲也君） ただいまの出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名します。山元町議会会議規則第31号第2項の規定によって、6番高橋真理子君及び7番竹内和彦君を指名します。

投票用紙配布前に念のため申し上げておきます。本件に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、山元町議会会議規則第83条の規定により否とみなします。

これから投票用紙を配布します。

〔投票用紙配布〕

議長（岩佐哲也君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。皆さんに行き渡っていますか、行っていない方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（岩佐哲也君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と指名を呼びますので、順次投票を願います。

点呼を命じます。

〔点 呼〕



[投票]

議長（岩佐哲也君）投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（岩佐哲也君）投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

開票立会人、6番高橋真理子君、7番竹内和彦君の立ち会いをお願いします。

[開票]

議長（岩佐哲也君）選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票

うち有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 8票

反対 4票

以上のとおり、賛成が多数です。

同意第2号副町長の選任について同意を求めることについて、同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

---

議長（岩佐哲也君）日程第15、議案第2号を議題とします。

本案件は、2月28日、産建教育常任委員会に付託した会期中の審査としておりましたが、審査を終了し、同委員会委員長から報告書が提出されましたので、委員長から報告を求めます。産建教育常任委員会委員長菊地康彦君登壇願います。

産建教育常任委員会委員長（菊地康彦君）はい、議長。

委員会審査報告書。

本委員会は、令和2年2月28日に付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので山元町議会会議規則第76条の規定により報告します。

議案第2号。件名、山元町東日本大震災遺構条例。

審査の結果、可決すべきもの。

令和2年3月17日。

山元町議会議長 岩佐哲也殿

産建教育常任委員会委員長菊地康彦

---

議長（岩佐哲也君）これから委員長報告に対する質疑を行います。—— 質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第2号山元町東日本大震災遺構条例を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第16．議案第21号から日程第22．議案第27号までの7件を一括議題とします。

議案第21号から議案第27号までにつきましては、3月6日、予算審査特別委員会に付託し審査をしておりましたが、審査を終了し、同委員会委員長から報告書が提出されましたので委員長から報告を求めます。予算審査特別委員会委員長伊藤貞悦君登壇願います。

予算審査特別委員会委員長（伊藤貞悦君）はい、議長。

予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は令和2年3月6日付で付託された議案を審査の結果、下記のとおり決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告します。

議案、議案名、審査の結果の順に読み上げます。

議案第21号令和2年度山元町一般会計予算。可決すべきもの。ただし、少数意見の留保があります。

議案第22号令和2年度山元町国民健康保険事業特別会計予算。可決すべきもの。

議案第23号令和2年度山元町後期高齢者医療特別会計予算。可決すべきもの。

議案第24号令和2年度山元町介護保険事業特別会計予算。可決すべきもの。

議案第25号令和2年度亙理地域介護認定審査会特別会計予算。可決すべきもの。

議案第26号令和2年度山元町水道事業会計予算。可決すべきもの。

議案第27号令和2年度山元町下水道事業会計予算。可決すべきもの。

特に留意すべき意見。

（1）議案第21号令和2年度山元町一般会計予算について。

1点目、一般会計予算書については、複数の目で確認し、正確で訂正のない議案を提出すべきである。

2点目、債務負担行為の設定については、将来の負担を担保することとなるため、中・長期的な視野から財政を圧迫するようなことがない計画的な予算編成に努めるべきである。

3点目、重要案件については、核心部分まで説明責任を果たし、共通理解を求め提案すべきである。また、同様意見を指摘されないよう努めるべきである。

山元町議会議長 岩佐哲也殿

令和2年3月16日

予算審査特別委員会委員長伊藤貞悦

---

議長（岩佐哲也君）次に、本案について岩佐孝子君から、山元町議会会議規則第75条第2項の規定

によって、少数意見報告書が提出されております。

少数意見の報告を求めます。岩佐孝子君、登壇願います。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。

少数意見書の報告書。

3月16日付の予算審査特別委員会において、留保した少数意見を次のとおり、会議規則第75条第2項の規定により報告します。

件名。

議案第21号令和2年度山元町一般会計予算。

意見の要旨でございます。

当初予算審査の際に今まで何度となく指摘し、提出してきた附帯意見は、法的拘束力がないことと受けとめられていると推測され、議会からの指摘事項に対しては、甚だ十分とは言えず、真摯に受けとめた予算措置というふうには思えません。

ただいま提案されている令和2年度山元町一般会計予算のうち、例を挙げれば次の事業などについては十分な説明、議論のないままの提案です。

1つ目、行政事務包括業務委託。2点目が送迎保育ステーション事業。3点目が山元町スクールバス運行事業、これは債務負担行為であります。そして、4点目が学校給食業務委託、これも債務負担でございます。特に行政事務包括業務委託は、行政サービスに直轄するものであります。これまでの行政事務の大きな方向転換がされた計画変更にもかかわらず、十分な説明がなされておりません。このまま進められようとしている状況であると言わざるを得ません。

このようなことから、このまま令和2年度山元町一般会計予算を認めることはできないため、少数意見報告書を提出するものです。

山元町議会議長 岩佐哲也殿

令和2年3月16日

予算審査特別委員会委員阿部 均。岩佐孝子。

---

議長（岩佐哲也君）これから委員長に対する質疑を行うところですが、予算審査特別委員会は、議長を除く全員が所属しておりますので、質疑は山元町議会先例84番により省略します。

---

議長（岩佐哲也君）これから、議案第21号令和2年度山元町一般会計予算について討論を行います。

—— 討論はありませんか。

本案に反対の発言を許します。岩佐孝子君、登壇願います。失礼しました。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。ただいま提案されております議案第21号令和2年度山元町一般会計予算については、先ほど申し上げましたとおり、予算審査に際し何度となく指摘し、提出してきた附帯意見は、法的拘束力がないことと推察され、真摯に受けとめた予算編成とは受けとめがたいものです。このことから、私は反対するものです。

特に説明不足、議論のないまま検討不十分での提案だと思えます。行政事務包括業務委託、この事業については経費削減するためであるということは理解できます。次年度から導入予定の事業ですが、平成30年度後半から主管課にヒアリングをしてきたという説明でした。しかし、現場の状況、声を聞くことなく推進してきたようです。推進するに当たり、先進事例を参考にしてきたとの回答でした。実施しているのは県内では1町だけであり、東北でも

まだまだ浸透はしておりません。地域の実情を分析するとともに、なぜこの事業が他市町村で導入されていないのか、課題を解決するための方策、方針も示されておりません。

例えば導入に当たり保育所の小学生版である放課後児童クラブ、これは子供を直接預かっている支援員や保護者への説明は十分であったでしょうか。保護者の不安感が拭い去れません。住民サービスへ直結するものです。予算審査の際に何度となく導入するまでの経緯、経過、検討内容等について質疑はしたものの、十分な説明、明快な回答はありませんでした。委託する際の業種、職種内容について十分に把握せず、ただ実施するためだけだと思えません。

そしてまた、2点目の送迎保育サービス保育ステーション事業です。坂元地区の防災拠点・社会教育施設でもあるおもだか館の一部を改修工事をして実施する計画ではありますけれども、果たしていいものなのでしょうか。おもだか館からつばめの杜保育所まで幼児を送迎する事業ですが、入所者全員が対象になるわけではなくて、一人で歩くことができないゼロ歳児はもちろん、1歳児も多分該当しないと思います。この子供たちは直接保護者が保育所まで送迎しなければなりません。車での運行途上での送迎となり、安全性の確保が非常に私は不安を感じております。送迎ステーションを整備するからと坂元地区に保育所を整備しないということにはなりません。町長説明要旨の中で、現時点では子供の数の推計、町内保育所や幼稚園の定員などから既存の保育所、幼稚園での受け入れでの対応というふうな対応が可能であるということが見込まれることから、新たな保育所は設置しない旨の説明がありました。子育てするなら山元町、移住・定住・定着を掲げ、若者、子育て支援に重点を置いた事業を推進し、実施してきております。子育てしやすい環境整備が重要です。

令和2年度までの過疎地域自立計画には保育所の建設計画があります。この計画を変更するには平成30年度までの計画を軽微な変更だからと令和2年までに延伸した変更届けを県に書類提出した後に、議会には報告だけでした。議会への説明もせず検討もしないまま、大きな変更をしてもいいのでしょうか。このような状況でいいのでしょうか。

今回の予算審査をしている中で、つばめの杜保育所で実施している一時預かり保育は、保育所の入所児童が多く一時預かりの保育室を通常の保育室として使用しておりました。一時預かりの幼児は、保育室を確保できず子供センターで保育を実施している状況を確認できました。また、つばめの杜保育所だけでは受け入れ切れず、宮城病院内のつくし保育園、そして、町外保育園などへ他施設へ依頼している状況です。そしてまた、核家族増加により待機児童がいる状態です。保育所建設基本計画で候補地や建設金額まで出しました。そこからもう数年が過ぎました。住民、議会、十分な説明をしてきたでしょうか。私は強く疑問を感じています。

そして、3点目です。債務負担行為のあり方ですけれども、まずは山元町スクールバス運転事業です。運行計画などの明確な計画を示さないまま提案であり、そしてまた、学校給食業務委託の債務負担行為については、大きな計画変更でもあります。重要な案件にもかかわらず十分な説明もなく、議会との話し合い、検討もなく提案してきております。議会の附帯意見、常任委員会から提出されている意見をどのように受けとめているのでしょうか。無視した町長の要旨説明には疑問を感じます。

現時点ではパークゴルフ場の整備に向けた総合的判断を示すことができない状況であるということから、全体的構想ができ上がったときに、補正予算を見据えた政策判断を行うとしたパークゴルフ場の整備、補正予算にはあり得ません。補正予算とは、震災、災害時などに

緊急性を要したものであり、この事業が緊急性のあるものでしょうか。補正予算のあり方については慎重に取り組むべきです。議会からの附帯意見を真摯に受けとめることはせず無視し、ほごにしたものであります。予算編成、予算執行時における優先順位をきちんと精査し、住民の福祉向上に取り組むべきです。

震災復興創生期においては、コミュニティの再生、心の復旧もできておりません。災害時における道路、河川改良、農地整備など課題は山積しております。まずは住民の方々が安全・安心して暮らせる、そんな町をつくり上げるのが私たちの役割だと思います。住民の生活を優先した予算編成が必要です。

こういうことから、私はこのまま令和2年度山元町一般会計予算を認めることはできない、ということから反対するものです。以上です。

議長（岩佐哲也君）次に、本案に賛成の発言を許します。3番岩佐秀一君。

3番（岩佐秀一君）はい、議長。今予算は、議論を審査特別委員会で尽くされ、国が定めた復興創生期の最終年度に当たることから、復興創生の完遂を目指すとともに、第6次山元町総合計画に掲げる未来の達成に向けた5つの基本方針に基づく各事業を最優先事項とするとともに、災害復旧のための予算や町民からいただいた要望に応えるため、過疎対策事業債を初め各種基金などを活用し、将来にわたる財政健全化の確保に配慮しております。

また、予算審査特別委員会において可決すべきものとした議案であり、原案に賛成するものであります。以上です。

議長（岩佐哲也君）次に、本案に反対の発言を許します。8番遠藤龍之君、登壇願います。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。ただいま提案されております2020年度山元町一般会計予算につきまして、反対の立場から討論をするものであります。

反対の理由については、さきの反対討論とかぶるところがあると思いますが、1つは、債務負担行為による予算措置、活用に問題があるのではないかと考えております。新年度予算には、債務負担行為として山元町スクールバス運行業務に要する経費として4年間で1億1,000万円、学校給食調理業務委託に要する経費として4年間で1億2,400万円と多額の予算が計上されておりますが、債務負担行為の予算を議決する際、こうした多額で大きな事業を事業内容を大きく変更するような重要な案件等であるにもかかわらず、事業内容を示す必要な資料もなく、判断に必要な説明がないまま、議決の対象としていることに問題があるということであり、

また、新年度予算には各分野で包括業務委託での予算計上が見られます。包括業務委託への移行の目的には経費削減が目的とされておりましたが、学童保育、児童館運営業務、学校司書、図書司書補など豊かで安全な保育、子供の健やかな成長、暮らしを保障する事業には、逆にコスト高になっており目的を果たしていないという点であります。

さらには、今回計上されている包括業務委託の移行への事業費は1億を超える大事業であるにもかかわらず、議会のチェック、議決を要しないという手法を用いたことに問題があるのではないかと考えるところであります。この取り組みは、職場の環境、子供の成長に直接かわる町の重要な事業であります。この取り組みを進めていく上で議会、そして、議会、関係者には十分な説明、話し合いが必要であったにもかかわらず、そうした取り組みが不十分であったことも問題として挙げられます。

2点目の理由には、予算編成、補正予算措置に対する考えに問題があるのではないかと考えております。補正の対応につきましてはこれまで議論が尽くされており、安易な対応

は避けるべきであるということは既に確認されておりますが、パークゴルフ場整備事業につきましては、収支見通し、維持管理費等、これまで指摘されている問題への説明が不十分なまま、町長の補正予算を見据えた政策判断を行ってまいりたいとした年度途中の補正予算の中で対応しようとする町長の行政執行に対する政治姿勢に問題があると。また、重要な施策、大きな事業は通年予算となる当初での予算措置で対応すべきと考えるものであります。

3点目の理由につきましては、新年度の議会事務局体制についてであります。予算上は3名であるが、3人なのか、従来どおりの4人なのか、この4名も今年度は不十分な体制のままということについて、議会との間で十分な話し合いがあったかどうかなど、その経緯も含め説明を求めたわけではありますが、明快な回答がなかったこと、これも問題として挙げられます。

4点目の理由は、町長の行政に取り組む姿勢、とりわけ議会に対する対応に疑問が残るといふ点であります。

1つは、毎回の予算に対する附帯意見が挙げられるような予算措置をしていることでもあります。今回もまた挙げられましたが、先ほどの委員長報告にもありましたが、留意すべき意見、ほぼこの間、言われている内容のものが3点示されております。1つはミスのない議案を、訂正の必要のない議案を提出すべきである。2点目は、角度が違いますが、債務行為費の設定についての問題提起であります。3点目は十分な責任を果たしてください。このことについては議会総意であります。2、3人の話ではございません。

こうした挙げられていくことが先ほども反対討論の中でありましたが、議会総意の意見に対し真摯な対応がこれまで見られていないことなど、議会軽視とも思われる町長の予算執行、行政執行に問題があるということでもあります。

また、議会開催のたびに提案議案の差しかえが当たり前のように繰り返されております。提案する議案への責任が求められておりますが、今回もまた人件費9,000万円という多額の予算計上ミスに対し管理責任者としての責任、納得できる十分な反省が見られませんでした。これは大変大きな問題であり、こうした職場環境をどのように受けとめているのか、職員一人一人の責任もありますが、それを管轄する、管理するトップの責任も大きい、トップの責任もではなくトップの責任に大きな問題があると思っているところであります。

次に、議場での議長への議会運営、議事運営に対する議事進行を妨げる行為も問題として挙げられます。今回も同様の行為が見られましたが、深い反省が見られない。これは私の個人の受けとめですが、ということにも問題があると思っております。

以上の理由から、そして、あらゆる場面で見られる議案提案の際の説明不足、また説明を受けてもそれに基づく議論、検討の機会の皆無、不十分な展開の中、議員は不十分な理解のまま、判断を迫られるなど、議会軽視での町政に取り組む町長の姿勢に問題があることを強く訴え、反対討論といたします。

議長（岩佐哲也君）次に、本案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。7番竹内和彦君、登壇願います。

7番（竹内和彦君）はい、議長。賛成の立場から討論いたします。

令和2年度山元町一般会計予算につきましては、去る3月6日より予算審査特別委員会において慎重な審議を行ってまいりました。審査の結果は、先ほど委員長から報告があったとおり、可決すべきものであります。

ことしは震災から10年の年であります。復興については既に最終段階のところまで来て

おります。そして今、日本を含む世界は新型コロナウイルスによりあらゆる分野において深刻な影響が出ております。我が町も例外ではありません。

このような状況の中で新年度予算成立の停滞は許されません。この予算は遅滞なく成立し、執行することが我々の責務であります。よって、令和2年度山元町一般会計予算については、賛成するものであります。以上です。

議長（岩佐哲也君）ほかに本案に反対の立場からの討論する方はいらっしゃいますか。討論ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで討論を終わります。

それから本案に賛成者の発言希望する方、いますか、討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）なしですね。これで討論を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第21号令和2年度山元町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐哲也君）起立多数であります。

議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第22号令和2年度山元町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第22号令和2年度山元町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第23号令和2年度山元町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第23号令和2年度山元町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第24号令和2年度山元町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第24号令和2年度山元町介護保険事業特別会計予算を採決します。お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第25号令和2年度亘理地域介護認定審査会特別会計予算について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第25号令和2年度亘理地域介護認定審査会特別会計予算を採決します。お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第26号令和2年度山元町水道事業会計予算について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第26号令和2年度山元町水道事業会計予算を採決します。お諮りします。



この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第27号令和2年度山元町下水道事業会計予算について討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第27号令和2年度山元町下水道事業会計予算を採決します。お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第23．閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長から山元町議会会議規則第74条の規定により、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

---

議長（岩佐哲也君）これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第1回山元町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後3時58分 閉会

---